



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1 か月 2,200 円

目 次（*については県法規集掲載事項）

○ 条例

- *1 和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止する条例（総務学事課）
- *2 公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例（ " ）
- *3 公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例で定める内部組織を定める条例（ " ）
- *4 知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例（人事課）
- *5 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *7 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *8 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *9 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *10 秘書の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（ " ）
- *11 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *12 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *13 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *14 外国の地方公共団体の期間等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *15 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *16 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例（ " ）
- *17 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *18 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *19 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *20 和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例（市町村課）
- *21 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（ " ）
- *22 岩出町を岩出市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例（ " ）
- *23 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（情報政策課）
- *24 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例（環境管理課）
- *25 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- *26 和歌山県安全・安心まちづくり条例（県民生活課）
- *27 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（NPO協働推進課）
- *28 和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例（男女共生社会推進課）
- *29 和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（長寿社会推進課）
- *30 和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（障害福祉課）
- *31 和歌山県結核の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例（健康対策課）
- *32 和歌山県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（ " ）
- *33 和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例（ " ）
- *34 和歌山県立難病・子ども保健相談支援センター設置条例（ " ）
- *35 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（公営企業課）
- *36 和歌山県立高等技術専門校設置条例の一部を改正する条例（雇用推進課）
- *37 和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例（農村計画課）
- *38 和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例（果樹園芸課）

*39 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例	(定住促進課)
*40 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例	(住宅環境課)
*41 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例	(")
*42 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(管理整備課)
*43 和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例	(漁港課)
*44 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)
*45 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(")
*46 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例	(")
*47 和歌山県立養護学校設置条例の一部を改正する条例	(")
*48 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(")
*49 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)
*50 和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例	(")
*51 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(")
*52 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(")
*53 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(")
*54 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止する条例

1 条例概要

公立大学法人和歌山県立医科大学の設立に伴い、和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止するとともに、関係条例の規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第 4 4 条第 1 項の条例で定める重要な財産を定める条例

1 条例概要

公立大学法人和歌山県立医科大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を定めました。

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第 5 9 条第 2 項に規定する条例で定める内部組織を定める条例

1 条例概要

地方独立行政法人法第 5 9 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めました。

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 知事、副知事及び出納長の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げました。(第 3 条関係)
- (2) 調整手当を地域手当に改めました。(第 3 条関係)

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 知事、副知事、出納長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を1年間延長することとしました。

（第1条関係）

- (2) 知事、副知事、出納長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる率を6%に改めました。（第3条関係）

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均4.8%引き下げ、現行の号給を4分割しました。（別表第1～別表第3関係）

- (2) 昇給時期を統一し、1年間の勤務成績により昇給の号給数を決定することとしました。（第10条関係）

- (3) 調整手当を廃止し、民間賃金水準を基礎とする地域手当を導入することとしました。（第14条の2～第14条の4関係）

- (4) 勤勉手当について、6月期と12月期の支給割合を同一にしました。（第24条関係）

- (5) 給料表の改正に伴う級号給の切替えの措置を定めました。（附則第3項、別表第2）

- (6) 公民較差を解消するため、平成18年4月から平成19年3月までの職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。（附則第7項）

- (7) 切替日（平成18年4月1日）の給料月額が前日の給料月額に達しない職員の現給を保障することとしました。（附則第9項）

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇教育職員給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、県立学校の教育職員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を平均4.8%引き下げ、現行の号給を4分割しました。（別表第1、別表第2関係）

- (2) 昇給時期を統一し、1年間の勤務成績により昇給の号給数を決定することとしました。（第10条関係）

- (3) 調整手当を廃止し、民間賃金水準を基礎とする地域手当を導入することとしました。（第14条の2、第14条の3関係）

- (4) 勤勉手当について、6月期と12月期の支給割合を同一にしました。（第20条関係）

- (5) 給料表の改正に伴う級号給の切替えの措置を定めました。（附則第2項、附則別表）

- (6) 公民較差を解消するため、平成18年4月から平成19年3月までの職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。（附則第6項）

- (7) 切替日（平成18年4月1日）の給料月額が前日の給料月額に達しない職員の現給を保障することとしました。（附則第8項）

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定をしました。

- (1) 給料表の給料月額を引き下げました。（第5条関係）

(2) 公民較差を解消するため、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの職員の給料月額、給料表の額に 100 分の 99.31 を乗じて得た額とすることとしました。(附則第 4 項)

(3) 切替日(平成 18 年 4 月 1 日)の給料月額が前日の給料月額に達しない職員の現給を保障することとしました。(附則第 6 項)

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定をしました。

(1) 給料表の給料月額を引き下げました。(第 7 条及び別表第 1～別表第 3 関係)

(2) 給料表の改正に伴う級号給の切替えの措置を定めました。(附則第 2 項、附則別表)

(3) 公民較差を解消するため、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの職員の給料月額、給料表の額に 100 分の 99.31 を乗じて得た額とすることとしました。(附則第 5 項)

(4) 切替日(平成 18 年 4 月 1 日)の給料月額が前日の給料月額に達しない職員の現給を保障することとしました。(附則第 7 項)

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇秘書の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

地域手当の新設に伴い、関係条例の規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 退職手当の支給額を退職手当の基本額と公務への貢献度を反映させた退職手当の調整額の合計額とすることとしました。(第 2 条の 3 関係)

(2) 退職手当の基本額について、中期勤続者の支給率を引き上げ、長期勤続者の支給率を引き下げるとともに、段差のない緩やかな構造となるよう支給率の見直しを行い、併せて必要な調整措置を定めました。(第 3 条～第 5 条の 2 関係)

(3) 退職手当の調整額の支給額を定めました。(第 7 条の 4 関係)

(4) 退職手当の調整額が支給されない者を定めました。(第 11 条関係)

(5) 退職手当の施行日前の額を保障することとしました。(附則第 2 項)

(6) 施行日後 3 年間の退職手当の抑制措置を定めました。(附則第 4 項)

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員公務災害補償法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第10条関係)

2 施行期日

平成18年10月1日から施行します。

◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 地域手当の新設に伴う規定整備を行いました。(第4条、第8条関係)

(2) 職員の退職手当条例の一部改正に伴い、派遣職員の退職手当の計算に係る勤続期間の取扱いの整備を行いました。(第6条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与について、復帰後の号給の調整を変更しました。(第6条関係)

(2) 子が1歳に達するまでの育児休業期間については、退職手当に係る勤続期間から除算する率を2分の1から3分の1とすることとしました。(第7条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の部局及び教育委員会の事務局の職員定数を改正しました。(第2条関係)

知事部局 4,224人→4,134人

教育委員会の事務局 233人→229人

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県立医科大学の地方独立行政法人化に伴い、医科大学の職員を支給対象としていた規定の整備を行いました。(第9条、第13条関係)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の整備を行いました。(第9条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 和歌山県立医科大学の地方独立行政法人化に伴うもの 平成18年4月1日

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴うもの 平成18年6月1日

◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 公益法人等への派遣から復帰した職員の給与について、復帰後の号給の調整を変更しました。(第6条、第16条関係)

(2) 職員の退職手当条例の一部改正に伴い、派遣職員の退職手当の計算に係る勤続期間の取扱いの整備を行いました。(第7条関係)

(3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第10条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、1の(3)の改正は、会社法の施行の日から施行します。

◇職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員公務災害補償法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第10条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

岩出町を岩出市とすることに伴い、那賀郡選挙区を岩出市選挙区及び紀の川市選挙区として議員の数を定めまし
た。(第2条関係)

岩出市 1人

紀の川市 2人

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

動物の愛護及び管理に関する法律、障害者自立支援法及び建築基準法等に基づく知事の権限に属する事務の一部
を市町村が処理することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務については平成1
8年6月1日から、和歌山県港湾施設管理条例に基づく事務については和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正す
る条例の施行の日から施行します。

◇岩出町を岩出市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の概要

岩出町を岩出市とすることに伴い、次の条例中の規定の整備をしました。

(1) 家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例

(2) 病虫害防除員の設置区域に関する条例

(3) 保健所設置条例

(4) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

(5) 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例

(6) 和歌山県屋外広告物条例

(7) 和歌山県子ども・障害者相談支援センター設置及び管理条例

(8) 和歌山県振興局設置条例

(9) 根来山げんきの森設置及び管理条例

(10) 和歌山県県税事務所設置条例

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

1 条例の概要

民間事業者等が条例及び規則で保存等を義務づけられている文書について、書面に代えて電磁的記録により保存
できることとしました。

- (1) 電磁的記録による文書の保存を定めました。(第3条関係)
- (2) 電磁的記録による文書の作成を定めました。(第4条関係)
- (3) 電磁的記録による文書の縦覧等を定めました。(第5条関係)
- (4) 電磁的記録による文書の交付等を定めました。(第6条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

大気汚染防止法施行令の一部改正により、大気汚染防止法による石綿粉じんの規制が強化されることに伴い、条例による規制を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 経過措置

条例の規制廃止に伴う経過措置を定めました。(附則第2項、第3項)

◇和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、法律による危険な動物の飼養に関する規制が行われることに伴い、条例による規制を廃止しました。

2 施行期日

平成18年6月1日から施行します。

◇和歌山県安全・安心まちづくり条例

1 条例の概要

安全・安心まちづくりに関し基本理念を定め、県、県民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策の基本的事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会を実現することとしました。

(1) 基本理念、県の役割、県民の役割、地域活動団体の役割、事業者の役割等を定めました。(第1章関係)

(2) 県民への広報啓発、児童生徒等への安全教育、自主防犯活動に対する支援等を定めました。(第2章関係)

(3) 安全・安心まちづくりのために県民、地域活動団体、事業者等が自主的に行う環境整備を定めました。(第3章関係)

(4) 犯罪被害者等に対する支援、安全・安心まちづくりのための指針の策定方法等を定めました。(第4章、第5章関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

特定非営利活動法人の財産目録の作成、備置き及び閲覧について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとしました。(第14条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例

1 条例の概要

和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例の廃止に伴い、和歌山県男女共生社会推進センター

設置及び管理条例を制定しました。

(1) センターは、和歌山市に置きます。(第2条関係)

(2) センターは、男女共同参画に関する学習及び啓発、情報の収集及び提供等の業務を行います。(第3条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第3条、第4条、第11条、附則第3項及び第4項関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例

1 条例の概要

障害者自立支援法の施行に伴い、市町村の介護給付費等に係る処分に関する審査請求を審査する和歌山県障害者介護給付費等不服審査会を設置することとしました。

(1) 不服審査会は、委員27人以内で組織します。(第2条関係)

(2) 不服審査会が指名する委員をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱うこととしました。(第5条関係)

(3) 合議体を構成する委員の定数は、5人以内とします。(第5条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県結核の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

橋本市及び高野口町の合併による高野口保健所の名称の変更に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により地方精神保健福祉審議会の設置が任意設置になったことに伴い、条例で設置を定めました。(第1条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

橋本市及び高野口町の合併による高野口保健所の名称の変更に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例

1 条例の概要

(1) 難病患者及び疾病により長期にわたり療養を要する児童の療養等に関し、相談に応じ、及び必要な支援を行う機関として、和歌山県難病・子ども保健相談支援センターを設置することとしました。(第1条関係)

(2) センターは、和歌山市に設置することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

地域手当の新設に伴い、規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県立高等技術専門学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 職業能力開発校の名称を産業技術専門学院に変更することとしました。（題名、第1条、第2条、第3条関係）

(2) 新宮高等技術専門学校を廃止することとしました。（第2条関係）

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例

1 条例の概要

独立行政法人緑資源機構が和歌山県において行う旧農地整備公団法に基づく農用地整備事業及び土地改良施設整備事業に係る土地改良区からの負担金の徴収に関し、必要な事項を定めました。

(1) 負担を徴収する者を定めました。（第2条関係）

(2) 負担金額は、受ける利益を限度に徴収することとしました。（第3条関係）

(3) 負担金の徴収方法を定めました。（第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

会社法の施行に伴う規定の整備を行いました。

2 施行期日

会社法の施行の日から施行します。

◇緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

白浜町及び日置川町の合併による住所表示の変更に伴い、規定の整備を行いました。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

大新公園が和歌山市に譲渡されることに伴う規定の整備を行いました。（第12条、別表第1、別表第2関係）

2 施行期日

平成18年6月1日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 公募によらず他の県営住宅への入居が可能となる事由に、入居後の世帯構成等の事情変更を加えることとしました。（第5条関係）

(2) 市町村合併による住所変更に伴う規定の整備を行いました。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

新宮港の新たに供用を開始する港湾施設の使用料の額を定めました。（別表第 1 関係）

(1) 荷さばき地

ア 使用日数 30 日まで 1 平方メートル 1 日 4 円

イ 使用日数 30 日超 1 平方メートル 1 日 6 円

(2) 船舶給水施設 1 立方メートル 1 日 340 円

2 施行期日

公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

県の管理する漁港施設における広告塔類及び広告物等の占用料を定めました。（別表第 1 関係）

(1) 広告塔類 1 平方メートル 1 年 1,070 円

(2) 広告物等 1 平方メートル 1 年 440 円

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

地域手当の新設に伴う規定の整備を行いました。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、市町村立学校の教育職員の給与について次のとおり改定をしました。

(1) 給料表の給料月額を平均 4.8% 引き下げ、現行の号給を 4 分割しました。（別表第 1～別表第 3 関係）

(2) 昇給時期を統一し、1 年間の勤務成績により昇給の号給数を決定することとしました。（第 12 条関係）

(3) 調整手当を廃止し、民間賃金水準を基礎とする地域手当を導入することとしました。（第 16 条の 2、第 16 条の 3 関係）

(4) 給料表の改正に伴う級号給の切替えの措置を定めました。（附則第 2 項、附則別表）

(5) 公民較差を解消するため、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの職員の給料月額は、給料表の額に 100 分の 99.31 を乗じて得た額とすることとしました。（附則第 6 項）

(6) 切替日（平成 18 年 4 月 1 日）の給料月額が前日の給料月額に達しない職員の現給を保障することとしました。（附則第 8 項）

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

橋本市及び高野口町の合併による住所表示の変更に伴い、規定の整備を行いました。（第 2 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立養護学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

橋本市及び高野口町の合併による住所表示の変更に伴い、規定の整備を行いました。(本則の表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 県立の学校の職員の定数を改正しました。(第2条関係)

中学校 10人→ 25人

高等学校 2,527人→2,455人

盲学校等 958人→ 974人

(2) 県立の学校以外の教育機関の職員定数を94人に改正しました。(第3条関係)

(3) 市町村立の学校の職員定数を改正しました。(第4条関係)

小学校 4,465人→4,371人

中学校 2,621人→2,568人

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、警察官の給与について次のとおり改定をしました。

(1) 給料表の給料月額を平均4.8%引き下げ、現行の号給を4分割しました。(別表関係)

(2) 昇給時期を統一し、1年間の勤務成績により昇給の号給数を決定することとしました。(第9条関係)

(3) 調整手当を廃止し、民間賃金水準を基礎とする地域手当を導入することとしました。(第12条の2、第12条の3関係)

(4) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を同一にしました。(第22条関係)

(5) 給料表の改正に伴う級号給の切替えの措置を定めました。(附則第3項、附則別表第2)

(6) 公民較差を解消するため、平成18年4月から平成19年3月までの職員の給料月額は、給料表の額に100分の99.31を乗じて得た額とすることとしました。(附則第7項)

(7) 切替日(平成18年4月1日)の給料月額が前日の給料月額に達しない職員の現給を保障することとしました。(附則第9項)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警務部の事務分掌に個人情報の保護に関することを加えることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

警察職員の定員を改正しました。(第2条関係)

警察官 警視 92人→ 93人

警部	188人→	189人
警部補・巡査部長	1,196人→	1,209人
巡査	628人→	633人
警察官以外の職員	343人→	335人

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

爆発物処理等手当及び鑑識業務手当の整理を行いました。(第9条、第13条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、受付所営業の制限を定めました。

(1) 受付所営業の禁止区域に係る条例で定める施設を定めました。(第14条関係)

(2) 受付所営業の禁止地域を定めました。(第15条関係)

(3) 受付所営業の営業時間の制限を定めました。(第16条関係)

(4) 岩出町を岩出市とすることに伴い、規定の整備を行いました。(別表関係)

2 施行期日

平成18年5月1日から施行します。ただし、1の(4)の改正については、同年4月1日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

(1) 県立医科大学の地方独立行政法人化に伴い、大学及び大学院の授業料、入学金及び検定料を廃止しました。

(2) 高圧ガス等に係る資格試験について、インターネットを利用して受験願書を提出する場合は、試験手数料を500円減額することとしました。

(3) 保育士試験の手数料は、指定試験機関が徴収し、当該試験機関の収入とすることとしました。

(4) 風俗関連特殊営業を営もうとする者からの公安委員会への届出書の提出を証する書面の交付手数料の額を定めました。

(5) 放置車両確認事務に係る登録申請の審査手数料等の額を定めました。

(6) 動物取扱業に係る登録申請の審査手数料等の額を定めました。

(7) 介護サービス情報の調査及び公表に関する手数料の額を定め、手数料は、指定調査機関及び指定情報公表センターが徴収し、当該指定調査機関及び指定情報公表センターの収入とすることとしました。

(8) 工業技術センターの検査手数料について、県内に住所又は事業所を有する者以外の者の申請により検査を行う場合は、2割の加算を行うこととしました。

(9) 高等技術専門校の授業料、入学金及び検定料を定めました。

ア 授業料	年額	115,200円
イ 入学金		5,650円
ウ 検定料(普通課程に限る。)		2,200円

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1の(4) 平成18年5月1日

(2) 1 の(5)及び(6) 平成 18 年 6 月 1 日

(3) 1 の(9)のア及びイ 平成 19 年 4 月 1 日

3 経過措置

高等技術専門校の授業料の規定は、平成 19 年度以降に入学した者から適用します。(附則第 3 項)

条 例

和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 1 号

和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 和歌山県立大学設置及び管理条例 (昭和 26 年和歌山県条例第 1 号)
- (2) 和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例 (昭和 35 年和歌山県条例第 5 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(和歌山県特別会計条例の一部改正)

- 2 和歌山県特別会計条例 (昭和 39 年和歌山県条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

別表中和歌山県立医科大学附属病院特別会計の項を削る。

(和歌山県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正前の和歌山県特別会計条例の規定による和歌山県立医科大学附属病院特別会計の平成 17 年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (昭和 53 年和歌山県条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「県立大学の学校医等に関しては知事、大学以外の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

第 6 条中「県立大学の学校医等に関しては、規則で、大学以外の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じた県立大学の非常勤の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師に係る公務災害補償については、なお従前の例による。

(修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

- 6 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例 (平成 3 年和歌山県条例第 24 号) の一部を次のように

改正する。

本則の表中和歌山県立医科大学附属病院及び同紀北分院看護師養成修学資金の項、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院看護師養成修学資金の項及び和歌山県立医科大学附属病院及び同紀北分院准看護師養成修学資金の項を削る。

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第2号

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例で定める内部組織を定める条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第3号

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例で定める内部組織を定める条例

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める内部組織は、和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止する条例（平成18年和歌山県条例第1号）による廃止前の和歌山県立大学設置及び管理条例（昭和26年和歌山県条例第1号）第2条第1項に規定する和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学看護短期大学部とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第4号

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第5号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成15年4月1日」を「平成18年4月1日」に、「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に、「100分の5」を「100分の6」に改める。

第2条及び第3条中「100分の5」を「100分の6」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第10条を次のように改める。

（昇給の基準）

第10条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規

則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第13条第2項第2号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第14条の2を次のように改める。

（地域手当）

第14条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第14条の3中「前条第2項第1号に特に定められる地域以外の地域に在勤する」を削り、「者には」の次に「、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「同条」を「前条」に、「100分の10」を「100分の15」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第14条の4第1項中「第14条の2第1項の」の次に「人事委員会規則で定める」を加え、「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第2項中「第14条の2第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「第14条の2第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第23条第4項及び第5項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第24条第2項中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に改め、同項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第26条第3項及び第4項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第12項の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項中「調整手当」を「地域手当」に、「昭和49年4月1日以降、当分の間」を「平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間」に改める。

附則第13項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の1.5を乗じて得た額」を「それぞれ次に定める支給割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の1.5
- (2) 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の1
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の0.5

附則第14項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
2		135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
3		136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
4		137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
5		138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
6		139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
7		140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
8		141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
9		142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
10		144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
11		145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
12		146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
13		148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
14		149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
15		151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
16		152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
17		153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
18		155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
19		156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
20		158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
21		159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
22		162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
23		164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
24		167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
25		170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
26		171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
27		173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
28		175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
29		176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
30		178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
31		180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
32		182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
33		183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
34		185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
35		186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
36		188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
37		189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
38		190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900

	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
再	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
任	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
用	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
職	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
員	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
以	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
外	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
の	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
職	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
員	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				

86	240,100	296,400	345,300	386,800						
87	240,800	296,800	345,800	387,400						
88	241,500	297,200	346,300	388,000						
89	242,300	297,500	346,700	388,700						
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000							
95		299,700	349,500							
96		300,100	350,000							
97		300,300	350,300							
98		300,700	350,800							
99		301,100	351,300							
100		301,500	351,800							
101		301,700	352,100							
102		302,100	352,500							
103		302,500	352,900							
104		302,900	353,300							
105		303,100	353,800							
106		303,500	354,200							
107		303,900	354,600							
108		304,300	355,000							
109		304,500	355,500							
110		304,900	355,900							
111		305,300	356,300							
112		305,700	356,700							
113		305,900	357,200							
114		306,300								
115		306,700								
116		307,100								
117		307,300								
118		307,600								
119		307,900								
120		308,200								
121		308,600								
122		308,900								
123		309,200								
124		309,500								
125		309,900								
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第 9 項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		
	81	272,300	329,500	400,700		
	82	273,600	330,300	401,400		
	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		
	85	277,400	332,800	403,400		
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		

	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600			
	91	284,800	336,200			
	92	286,000	336,800			
	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再 任 用 職 員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	408,900	463,800	526,300
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000

	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
再	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
任	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
用	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
職	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
員	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
以	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
外	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
の	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
職	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
員	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	

	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再 任 用 職 員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ

医 療 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800		
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500		
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000		
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
	86		293,100	330,600	352,700			
	87		293,400	331,000	353,100			
	88		293,700	331,400	353,500			

	89		294,100	331,900	354,000			
	90		294,400	332,300	354,400			
	91		294,700	332,700	354,800			
	92		295,000	333,100	355,200			
	93		295,400	333,600	355,700			
	94		295,700	334,000	356,100			
	95		296,000	334,400	356,500			
	96		296,300	334,800	356,900			
	97		296,700	335,000	357,400			
	98		297,000	335,400	357,800			
	99		297,300	335,800	358,200			
	100		297,600	336,200	358,600			
	101		298,000	336,400	359,100			
	102		298,300	336,800	359,500			
	102		298,600	337,200	359,900			
	104		298,900	337,600	360,300			
	105		299,200	337,800	360,800			
	106			338,200				
	107			338,600				
	108			339,000				
	109			339,200				
	110			339,600				
	111			340,000				
	112			340,400				
	113			340,600				
再 任 用 職 員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、
栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ

医 療 職 給 料 表 (3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100
	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	

90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		
121	300,400	332,700	368,600		
122	300,800	333,100	369,100		
123	301,200	333,500	369,600		
124	301,600	333,900	370,100		
125	301,800	334,200	370,500		
126	302,200	334,600			
127	302,600	335,000			
128	303,000	335,400			
129	303,200	335,700			
130	303,600	336,100			
131	304,000	336,500			
132	304,400	336,900			
133	304,600	337,200			
134	305,000	337,600			
135	305,400	338,000			
136	305,800	338,400			
137	306,000	338,700			

	138	306,400	339,100				
	139	306,800	339,500				
	140	307,200	339,900				
	141	307,400	340,200				
	142	307,800	340,600				
	143	308,200	341,000				
	144	308,600	341,400				
	145	308,800	341,700				
	146	309,200	342,100				
	147	309,600	342,500				
	148	310,000	342,900				
	149	310,200	343,200				
	150	310,500	343,600				
	151	310,800	344,000				
	152	311,100	344,400				
	153	311,500	344,700				
	154	311,800					
	155	312,100					
	156	312,400					
	157	312,800					
	158	313,100					
	159	313,400					
	160	313,700					
	161	314,100					
	162	314,400					
	163	314,700					
	164	315,000					
	165	315,400					
	166	315,700					
	167	316,000					
	168	316,300					
	169	316,700					
再 任 用 職 員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの給料表（以下「職員給与条例給料表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額切替え）

- 4 切替日の前日において職員給与条例給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料月額の調整等）

- 7 切替日から平成19年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 8 切替日から平成19年3月31日までの間における改正後の条例附則第14項の規定の適用については、同項中「第10条まで」とあるのは「第10条まで並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第7項」とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 10 切替日の前日から引き続き職員給与条例給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 切替日以降に新たに職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の条例第 11 条及び第 23 条第 5 項（改正後の条例第 24 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の条例第 11 条中「その給料月額」とあるのは「その給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年和歌山県条例第 6 号）附則第 9 項から第 11 項までの規定による給料の額との合計額」と、改正後の条例第 23 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年和歌山県条例第 6 号）附則第 9 項から第 11 項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- （平成 22 年 3 月 31 日までの間における職員の給与に関する条例の適用に関する特例）
- 13 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 10 条第 2 項	4 号給	4 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	3 号給	3 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
第 10 条第 3 項	4 号給	4 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	3 号給	3 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	2 号給	2 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
第 14 条の 2 第 2 項 第 1 号	100 分の 18	100 分の 18 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 14 条の 2 第 2 項	100 分の 15	100 分の 15 を超えない範囲内で人事委員会規

第 2 号		則で定める割合
第14条の 2 第 2 項 第 3 号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項 第 4 号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項 第 5 号	100分の 6	100分の 6 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 2 第 2 項 第 6 号	100分の 3	100分の 3 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の 3	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(人事委員会規則への委任)

- 14 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 15 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年和歌山県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から第 4 項までを削る。

附則別表第 1 (附則第 2 項関係)

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行 政 職 給 料 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	経過期間											
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1

7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9 月以上 12 月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29

14	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9 月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9 月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46		
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47		
	9 月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48		
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49		
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50		
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51		
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52		
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57			
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58			
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59			
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60			
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61			
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62			
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63			
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64			
	12 月以上			81	63	85	73	69	65			
	3 月未満			81	63	85	73	69	65			
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66			

21	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67			
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68			
	12 月以上			85	65	89	77	73	69			
22	3 月未満			85	65	89	77	73				
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74				
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75				
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76				
	12 月以上			89	67	93	81	77				
23	3 月未満			89	67	93	81					
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82					
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83					
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84					
	12 月以上			93	69	97	85					
24	3 月未満			93	69	97	85					
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86					
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87					
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88					
	12 月以上			97	73	101	89					
25	3 月未満			97	73	101						
	3 月以上 6 月未満			98	73	102						
	6 月以上 9 月未満			99	74	103						
	9 月以上 12 月未満			100	74	104						
	12 月以上			101	75	105						
26	3 月未満			101	75	105						
	3 月以上 6 月未満			102	75	106						
	6 月以上 9 月未満			103	76	107						
	9 月以上 12 月未満			104	76	108						
	12 月以上			105	77	109						
27	3 月未満			105	77							
	3 月以上 6 月未満			106	78							
	6 月以上 9 月未満			107	79							
	9 月以上 12 月未満			108	80							
	12 月以上			109	81							
28	3 月未満			109	81							
	3 月以上 6 月未満			110	82							
	6 月以上 9 月未満			111	83							

	9 月以上12月未満			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3 月未満			113								
	3 月以上 6 月未満			114								
	6 月以上 9 月未満			115								
	9 月以上12月未満			116								
	12月以上			117								
30	3 月未満			117								
	3 月以上 6 月未満			118								
	6 月以上 9 月未満			119								
	9 月以上12月未満			120								
	12月以上			121								
31	3 月未満			121								
	3 月以上 6 月未満			122								
	6 月以上 9 月未満			123								
	9 月以上12月未満			124								
	12月以上			125								
32	3 月未満			125								
	3 月以上 6 月未満			125								
	6 月以上 9 月未満			125								
	9 月以上12月未満			125								
	12月以上			125								

イ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3 月未満			1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1
	12 月以上			1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1	1
	12 月以上	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	1	1
	12 月以上	9	9	5	1	1
4	3 月未満	9	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	1	1
	12 月以上	13	13	9	1	1
5	3 月未満	13	13	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	4	1
	12 月以上	17	17	13	5	1
6	3 月未満	17	17	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	8	1
	12 月以上	21	21	17	9	1
	3 月未満	21	21	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10	2

7	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	12	4
	12 月以上	25	25	21	13	5
8	3 月未満	25	25	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15	7
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	16	8
	12 月以上	29	29	25	17	9
9	3 月未満	29	29	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19	11
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	20	12
	12 月以上	33	33	29	21	13
10	3 月未満	33	33	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23	15
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	24	16
	12 月以上	37	37	33	25	17
11	3 月未満	37	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27	19
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	28	20
	12 月以上	41	41	37	29	21
12	3 月未満	41	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	31	23
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	32	24
	12 月以上	45	45	41	33	25
13	3 月未満	45	45	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	35	27
	9 月以上 12 月未満	48	48	44	36	28
	12 月以上	49	49	45	37	29
14	3 月未満	49	49	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	39	31

	9 月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	3 月未満	53	53	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	43	35
	9 月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
16	3 月未満	57	57	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	46	38
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	47	39
	9 月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	3 月未満	61	61	57	49	41
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	50	42
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	51	43
	9 月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3 月未満	65	65	61	53	45
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	54	46
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	55	47
	9 月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3 月未満	69	69	65	57	49
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	58	50
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	59	51
	9 月以上12月未満	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	3 月未満	73	73	69	61	53
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	62	54
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	63	55
	9 月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3 月未満	77	77	73	65	57
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	66	58
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	67	59
	9 月以上12月未満	80	80	76	68	60

	12月以上	81	81	77	69	61
22	3月未満	81	81	77	69	61
	3月以上6月未満	82	82	78	70	62
	6月以上9月未満	83	83	79	71	63
	9月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
23	3月未満	85	85	81	73	65
	3月以上6月未満	86	86	82	73	66
	6月以上9月未満	87	87	83	73	67
	9月以上12月未満	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69
24	3月未満	89	89	85		
	3月以上6月未満	90	90	86		
	6月以上9月未満	91	91	87		
	9月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	3月未満	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	89		
	6月以上9月未満	95	95	89		
	9月以上12月未満	96	96	89		
	12月以上	97	97	89		
26	3月未満	97	97			
	3月以上6月未満	98	98			
	6月以上9月未満	99	99			
	9月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3月未満	101	101			
	3月以上6月未満	102	102			
	6月以上9月未満	103	103			
	9月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3月未満	105	105			
	3月以上6月未満	106	106			
	6月以上9月未満	107	107			
	9月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			

29	3 月未満	109	109			
	3 月以上 6 月未満	110	110			
	6 月以上 9 月未満	111	111			
	9 月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3 月未満	113				
	3 月以上 6 月未満	114				
	6 月以上 9 月未満	115				
	9 月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
31	3 月未満	117				
	3 月以上 6 月未満	118				
	6 月以上 9 月未満	119				
	9 月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
32	3 月未満	121				
	3 月以上 6 月未満	121				
	6 月以上 9 月未満	121				
	9 月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満		1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1	1
	12 月以上		1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	1	1	1
	12 月以上	5	1	1	1
3	3 月未満	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	4	1	1
	12 月以上	9	5	1	1
4	3 月未満	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	8	1	1
	12 月以上	13	9	1	1
5	3 月未満	13	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	12	4	1
	12 月以上	17	13	5	1
6	3 月未満	17	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	19	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	20	16	8	1
	12 月以上	21	17	9	1
	3 月未満	21	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	22	18	10	2

7	6 月以上 9 月未満	23	19	11	3
	9 月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
8	3 月未満	25	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	26	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	27	23	15	7
	9 月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9
9	3 月未満	29	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	30	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	31	27	19	11
	9 月以上12月未満	32	28	20	12
	12月以上	33	29	21	13
10	3 月未満	33	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	34	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	35	31	23	15
	9 月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17
11	3 月未満	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	39	35	27	19
	9 月以上12月未満	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
12	3 月未満	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	42	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	43	39	31	23
	9 月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
13	3 月未満	45	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	46	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	47	43	35	27
	9 月以上12月未満	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
14	3 月未満	49	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	50	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	51	47	39	31

	9 月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
15	3 月未満	53	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	54	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	55	51	43	35
	9 月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
16	3 月未満	57	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	58	54	46	38
	6 月以上 9 月未満	59	55	47	39
	9 月以上12月未満	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
17	3 月未満	61	57	49	41
	3 月以上 6 月未満	62	58	50	42
	6 月以上 9 月未満	63	59	51	43
	9 月以上12月未満	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
18	3 月未満	65	61	53	45
	3 月以上 6 月未満	65	62	54	46
	6 月以上 9 月未満	65	63	55	47
	9 月以上12月未満	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3 月未満		65	57	49
	3 月以上 6 月未満		66	58	50
	6 月以上 9 月未満		67	59	51
	9 月以上12月未満		68	60	52
	12月以上		69	61	53
20	3 月未満		69	61	53
	3 月以上 6 月未満		70	62	54
	6 月以上 9 月未満		71	63	55
	9 月以上12月未満		72	64	56
	12月以上		73	65	57
21	3 月未満		73	65	
	3 月以上 6 月未満		74	66	
	6 月以上 9 月未満		75	67	
	9 月以上12月未満		76	68	

	12月以上		77	69	
22	3 月未満		77	69	
	3 月以上 6 月未満		78	70	
	6 月以上 9 月未満		79	71	
	9 月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	
23	3 月未満		81	73	
	3 月以上 6 月未満		82	74	
	6 月以上 9 月未満		83	75	
	9 月以上12月未満		84	76	
	12月以上		85	77	
24	3 月未満		85	77	
	3 月以上 6 月未満		86	78	
	6 月以上 9 月未満		87	79	
	9 月以上12月未満		88	80	
	12月以上		89	81	

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6

7	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35

	9 月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3 月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3 月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3 月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3 月未満	65	65	65	61	57	53	
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54	
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55	
	9 月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
19	3 月未満	69	69	69	65	61	57	
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58	
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59	
	9 月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3 月未満	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3 月未満	77	77	77	73	69		
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70		
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71		
	9 月以上12月未満	80	80	80	76	72		

	12月以上	81	81	81	77	73		
22	3月未満	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		
24	3月未満		89	89	85			
	3月以上6月未満		90	90	86			
	6月以上9月未満		91	91	87			
	9月以上12月未満		92	92	88			
	12月以上		93	93	89			
25	3月未満		93	93	89			
	3月以上6月未満		94	94	90			
	6月以上9月未満		95	95	91			
	9月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3月未満		97	97	93			
	3月以上6月未満		98	98	94			
	6月以上9月未満		99	99	95			
	9月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3月未満		101	101	97			
	3月以上6月未満		102	102	98			
	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				

29	3 月未満			109				
	3 月以上 6 月未満			110				
	6 月以上 9 月未満			111				
	9 月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3 月未満			113				
	3 月以上 6 月未満			113				
	6 月以上 9 月未満			113				
	9 月以上12月未満			113				
	12月以上			113				

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3 月未満			1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4
	12 月以上	17	17	17	13	9	5
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8
	12 月以上	21	21	21	17	13	9
	3 月未満	21	21	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10

7	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23
	9 月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35
	9 月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39

	9 月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3 月未満	53	53	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43
	9 月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3 月未満	57	57	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51	47
	9 月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3 月未満	61	61	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51
	9 月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3 月未満	65	65	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55
	9 月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3 月未満	69	69	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59
	9 月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3 月未満	73	73	73	69	65	61
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63
	9 月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3 月未満	77	77	77	73	69	65
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70	66
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71	67
	9 月以上12月未満	80	80	80	76	72	68

	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月未満	85	85	85	81	77	
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	
	12月以上	89	89	89	85	81	
24	3月未満	89	89	89	85	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	
	12月以上	93	93	93	89	85	
25	3月未満	93	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	94	90		
	6月以上9月未満	95	95	95	91		
	9月以上12月未満	96	96	96	92		
	12月以上	97	97	97	93		
26	3月未満	97	97	97	93		
	3月以上6月未満	98	98	98	94		
	6月以上9月未満	99	99	99	95		
	9月以上12月未満	100	100	100	96		
	12月以上	101	101	101	97		
27	3月未満	101	101	101	97		
	3月以上6月未満	102	102	102	98		
	6月以上9月未満	103	103	103	99		
	9月以上12月未満	104	104	104	100		
	12月以上	105	105	105	101		
28	3月未満	105	105	105	101		
	3月以上6月未満	106	106	106	102		
	6月以上9月未満	107	107	107	103		
	9月以上12月未満	108	108	108	104		
	12月以上	109	109	109	105		

29	3 月未満	109	109	109			
	3 月以上 6 月未満	110	110	110			
	6 月以上 9 月未満	111	111	111			
	9 月以上12月未満	112	112	112			
	12月以上	113	113	113			
30	3 月未満	113	113	113			
	3 月以上 6 月未満	114	114	114			
	6 月以上 9 月未満	115	115	115			
	9 月以上12月未満	116	116	116			
	12月以上	117	117	117			
31	3 月未満	117	117	117			
	3 月以上 6 月未満	118	118	118			
	6 月以上 9 月未満	119	119	119			
	9 月以上12月未満	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			
32	3 月未満	121	121				
	3 月以上 6 月未満	122	122				
	6 月以上 9 月未満	123	123				
	9 月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3 月未満	125	125				
	3 月以上 6 月未満	126	126				
	6 月以上 9 月未満	127	127				
	9 月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				
34	3 月未満	129	129				
	3 月以上 6 月未満	130	130				
	6 月以上 9 月未満	131	131				
	9 月以上12月未満	132	132				
	12月以上	133	133				
35	3 月未満	133	133				
	3 月以上 6 月未満	134	134				
	6 月以上 9 月未満	135	135				
	9 月以上12月未満	136	136				
	12月以上	137	137				
	3 月未満	137	137				

36	3 月以上 6 月未満	138	138				
	6 月以上 9 月未満	139	139				
	9 月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
37	3 月未満	141	141				
	3 月以上 6 月未満	142	142				
	6 月以上 9 月未満	143	143				
	9 月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3 月未満	145	145				
	3 月以上 6 月未満	146	146				
	6 月以上 9 月未満	147	147				
	9 月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3 月未満	149					
	3 月以上 6 月未満	150					
	6 月以上 9 月未満	151					
	9 月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
40	3 月未満	153					
	3 月以上 6 月未満	154					
	6 月以上 9 月未満	155					
	9 月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
41	3 月未満	157					
	3 月以上 6 月未満	158					
	6 月以上 9 月未満	159					
	9 月以上12月未満	160					
	12月以上	161					

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 7 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 6 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 2 条第 1 号に掲げる職員にあっては 4 の級に、その他の職員にあっては」を削り、同条第 3 項中「、大学等教育職員給料表（別表第 1）」を削り、「別表第 2」を「別表第 1」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「第 2 条第 2 号及び第 3 号」を「第 2 条第 1 号及び第 2 号」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 3 号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第 8 条の 2 を削り、第 8 条の 3 を第 8 条の 2 とする。

第10条を次のように改める。

（昇給の基準）

第10条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3 号給）」とあるのは、「2 号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条の 2 中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

第13条第 2 項第 2 号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第14条の 2 を次のように改める。

（地域手当）

第14条の 2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるもの

に在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1 級地 100分の18
- (2) 2 級地 100分の15
- (3) 3 級地 100分の12
- (4) 4 級地 100分の10
- (5) 5 級地 100分の6
- (6) 6 級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第14条の3第1項中「前条第1項の」の次に「人事委員会規則で定める」を加え、「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第2項中「前条第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「前条第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第15条の2第1項中「学長、校長」を「校長」に、「教授及び教諭」を「教諭」に改め、「学長及び教授にあってはその者について定められる給料月額」の100分の25、校長、教頭及び教諭にあっては」を削る。

第15条の4第1項を次のように改める。

特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに人事委員会規則の定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

第16条第1項第2号中「並びに県立医科大学（附属病院及び附属病院紀北分院を含む。）又は県立医科大学看護短期大学部に勤務する職員で本務として勤務する大学以外の県の機関において教育を兼ねて担当する者」を削り、同項中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、同条第7項中「に対し調整手当が支給されるべき地域に所在するべき地学校等に勤務する職員」を「で地域手当が支給されるもの」に、「調整手当の」を「支給される地域手当の」に改める。

第18条第2項中「入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万円、人事委員会規則」を「人事委員会規則」に、「入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては3万円、人事委員会規則」を「人事委員会規則」に、「8,850円」を「8,850円」改める。

第19条第2項中「（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「、「100分の120」とあるのは「100分の65」と」を削り、同条第4項及び第5項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第20条第2項中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に改め、同項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」を「100分の72.5」に改め、同項第2号中「（特定幹部職員にあっては、100分の45）」及び「（特定幹部職員にあっては、100分の50）」

を削り、同条第 3 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第22条第 3 項及び第 4 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第11項の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項中「調整手当」を「地域手当」に、「昭和49年 4 月 1 日以降、当分の間」を「平成18年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間」に改める。

附則第12項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の1.5を乗じて得た額」を「それぞれ次に定める支給割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで 100分の1.5
- (2) 平成19年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで 100分の1
- (3) 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで 100分の0.5

附則第13項中「平成18年 3 月31日」を「平成19年 3 月31日」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	
	39	217,700	280,600	408,900	

	40	219,500	283,300	410,500
再	41	221,400	285,900	412,200
	42	223,200	288,600	413,800
	43	225,000	291,300	415,400
	44	226,800	294,000	417,000
任	45	228,700	296,500	418,700
	46	230,500	299,200	420,300
	47	232,300	301,900	421,900
	48	234,100	304,600	423,500
用	49	235,800	307,100	425,200
	50	237,600	309,600	426,800
	51	239,400	312,100	428,400
	52	241,200	314,600	430,000
職	53	242,900	317,000	431,700
	54	244,700	319,200	433,300
	55	246,500	321,400	434,900
	56	248,300	323,600	436,500
員	57	250,000	325,900	438,200
	58	251,700	328,100	439,800
	59	253,400	330,300	441,400
	60	255,100	332,500	443,000
以	61	256,800	334,700	444,700
	62	258,500	336,900	446,300
	63	260,200	339,100	447,900
	64	261,900	341,300	449,500
外	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
の	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
職	73	276,000	360,400	463,900
	74	277,400	362,400	464,900
	75	278,800	364,400	465,900
	76	280,200	366,400	466,900
員	77	281,600	368,400	467,700
	78	282,800	370,100	
	79	284,000	371,800	
	80	285,200	373,500	
	81	286,500	375,200	
	82	287,700	376,700	
	83	288,900	378,200	
	84	290,100	379,700	
	85	291,400	381,200	
	86	292,600	382,700	
	87	293,800	384,200	

88	295,000	385,700
89	296,200	387,200
90	297,400	388,600
91	298,600	390,000
92	299,800	391,400
93	300,800	392,900
94	302,000	394,200
95	303,200	395,500
96	304,400	396,800
97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900
129	327,800	424,300
130	328,200	424,800
131	328,600	425,300
132	329,000	425,800
133	329,200	426,200
134	329,500	426,700
135	329,800	427,200

	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再 任 用 職 員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

中学校教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	39	216,900	247,800	375,400
	40	218,600	250,700	377,000
	41	220,400	253,600	378,700
	42	222,200	256,300	380,300
	43	224,000	259,000	381,900
	44	225,800	261,700	383,500
	45	227,700	264,400	385,100
	46	229,500	267,100	386,700
	47	231,300	269,800	388,300
	48	233,100	272,500	389,900
	49	234,900	275,200	391,400
	50	236,700	277,900	392,900
	51	238,500	280,600	394,400
	52	240,300	283,300	395,900
	53	241,900	285,900	397,500
	54	243,700	288,600	398,900
	55	245,500	291,300	400,300
	56	247,300	294,000	401,700
	57	249,000	296,500	403,200
	58	250,600	299,200	404,600
	59	252,200	301,900	406,000
	60	253,800	304,600	407,400
	61	255,500	307,100	408,700
	62	257,100	309,600	410,100
	63	258,700	312,100	411,500
	64	260,300	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
	72	272,800	332,500	422,400
	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400

87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	
128		404,300	
129		405,100	
130		405,800	
131		406,500	
132		407,200	
133		407,700	
134		408,300	

	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再 任 用 職 員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において教育職員の給与に関する条例別表第2及び別表第3の給料表（以下「教育職員給与条例給料表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 3 切替日の前日において教育職員給与条例給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の教育職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料月額の調整等）

- 6 切替日から平成19年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 7 切替日から平成19年3月31日までの間における改正後の条例附則第13項の規定の適用については、同項中「第10条まで」とあるのは「第10条まで並びに教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号）附則第6項」とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 切替日の前日から引き続き教育職員給与条例給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、

当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 切替日以降に新たに教育職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

- 11 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の条例第 10 条の 2 及び第 19 条第 5 項（改正後の条例第 20 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の条例第 10 条の 2 中「その給料月額」とあるのは「その給料月額と教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年和歌山県条例第 7 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」と、改正後の条例第 19 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年和歌山県条例第 7 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成 22 年 3 月 31 日までの間における教育職員の給与に関する条例の適用に関する特例）

- 12 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 10 条第 2 項	4 号給	4 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	3 号給	3 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
第 10 条第 3 項	4 号給	4 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	3 号給	3 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	2 号給	2 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
第 14 条の 2 第 2 項 第 1 号	100 分の 18	100 分の 18 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 14 条の 2 第 2 項 第 2 号	100 分の 15	100 分の 15 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第14条の2第2項 第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の2第2項 第4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の2第2項 第5号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条の2第2項 第6号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（人事委員会規則への委任）

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 14 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年和歌山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附則別表 (附則第 2 項関係)

職員の号給の切替表

ア 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
4	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
5	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
6	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5

7	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7
	9 月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3 月未満	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	27	19
	9 月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3 月未満	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	31	23
	9 月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3 月未満	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	35	27
	9 月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3 月未満	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	39	31
	9 月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
	3 月未満	49	49	41	33

14	3 月以上 6 月未満	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未満	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	45	37
15	3 月未満	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	46	37
	6 月以上 9 月未満	55	55	47	37
	9 月以上 12 月未満	56	56	48	37
	12 月以上	57	57	49	37
16	3 月未満	57	57	49	
	3 月以上 6 月未満	58	58	50	
	6 月以上 9 月未満	59	59	51	
	9 月以上 12 月未満	60	60	52	
	12 月以上	61	61	53	
17	3 月未満	61	61	53	
	3 月以上 6 月未満	62	62	54	
	6 月以上 9 月未満	63	63	55	
	9 月以上 12 月未満	64	64	56	
	12 月以上	65	65	57	
18	3 月未満	65	65	57	
	3 月以上 6 月未満	66	66	58	
	6 月以上 9 月未満	67	67	59	
	9 月以上 12 月未満	68	68	60	
	12 月以上	69	69	61	
19	3 月未満	69	69	61	
	3 月以上 6 月未満	70	70	62	
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	
	9 月以上 12 月未満	72	72	64	
	12 月以上	73	73	65	
20	3 月未満	73	73	65	
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	
	12 月以上	77	77	69	
	3 月未満	77	77	69	
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	

21	6 月以上 9 月未満	79	79	71	
	9 月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3 月未満	81	81	73	
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	
	6 月以上 9 月未満	83	83	75	
	9 月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3 月未満	85	85	77	
	3 月以上 6 月未満	86	86	77	
	6 月以上 9 月未満	87	87	77	
	9 月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3 月未満	89	89		
	3 月以上 6 月未満	90	90		
	6 月以上 9 月未満	91	91		
	9 月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3 月未満	93	93		
	3 月以上 6 月未満	94	94		
	6 月以上 9 月未満	95	95		
	9 月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		

	9 月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	130			
	6 月以上 9 月未満	131			
	9 月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3 月未満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上12月未満	136			

	12月以上	137			
36	3 月未満	137			
	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
	9 月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3 月未満	141			
	3 月以上 6 月未満	142			
	6 月以上 9 月未満	143			
	9 月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3 月未満	145			
	3 月以上 6 月未満	146			
	6 月以上 9 月未満	147			
	9 月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3 月未満	149			
	3 月以上 6 月未満	150			
	6 月以上 9 月未満	151			
	9 月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3 月未満	153			
	3 月以上 6 月未満	153			
	6 月以上 9 月未満	153			
	9 月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

イ 中学校教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	1
	12 月以上	9	9	5	1
4	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	1
	12 月以上	17	17	13	1
6	3 月未満	17	17	13	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	4
	12 月以上	21	21	17	5
	3 月未満	21	21	17	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	6

7	6 月以上 9 月未満	23	23	19	7
	9 月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3 月未満	25	25	21	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	11
	9 月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3 月未満	29	29	25	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	15
	9 月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3 月未満	33	33	29	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	19
	9 月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3 月未満	37	37	33	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	23
	9 月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3 月未満	41	41	37	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	27
	9 月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3 月未満	45	45	41	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	31
	9 月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3 月未満	49	49	45	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	35

	9 月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3 月未満	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	37
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	37
	9 月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3 月未満	57	57	53	
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	
	9 月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3 月未満	61	61	57	
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	
	9 月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3 月未満	65	65	61	
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	
	9 月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3 月未満	69	69	65	
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	
	9 月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3 月未満	73	73	69	
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	
	9 月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3 月未満	77	77	73	
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	
	9 月以上12月未満	80	80	76	

	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		

29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		
	9 月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
	3 月未満		137		

36	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第8号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

附則第2項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（給料月額の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料月額の調整等）

- 4 切替日から平成19年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の表及び同条第2項の表の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 5 切替日から平成19年3月31日までの間における改正後の条例附則第2項の規定の適用については、同項中「第5条第1項から第3項まで」とあるのは「第5条第1項から第3項まで及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第8号）附則第4項」とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表を適用される職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 7 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の条例第5条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第8号）附則第6項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第9号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

附則第2項及び第3項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給 料 月 額	円 138,400	円 214,600	円 259,000	円 279,400	円 295,000	円 321,100	円 364,600	円 399,000	円 451,600

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、151,000円又は176,800円とする。

別表第2（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給 料 月 額	円 138,500	円 183,000	円 288,800	円 332,900	円 393,300

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等

従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額にかかわらず、153,600円とする。

別表第3（第8条関係）

ア

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
給 料 月 額	円 245,100	円 336,200	円 390,600	円 463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給 料 月 額	円 172,600	円 182,400	円 247,200	円 260,800	円 287,300	円 329,200	円 373,100

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、201,900円とする。

ウ

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給 料 月 額	円 151,500	円 196,000	円 266,800	円 277,300	円 294,500	円 332,700

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,600円とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(給料月額の切替え)

- 3 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料月額の調整等)

- 5 切替日から平成19年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の表及び別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 6 切替日から平成19年3月31日までの間における改正後の条例附則第2項及び第3項の規定の適用については、改正後の条例附則第2項中「第4条第1項から第3項まで」とあるのは「第4条第1項から第3項まで及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第9号)附則第5項」と、改正後の条例附則第3項中「第9条」とあるのは「第9条並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第9号)附則第5項」とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表を適用される職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 8 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の条例第7条第4項及び第8条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その給料月額」とあるのは、「その給料月額と一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第9号)附則第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 (附則第 2 項関係)

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
特定業務等従事任期付職員行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級

秘書の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 1 0 号

秘書の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(秘書の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 秘書の給与等に関する条例 (昭和 26 年和歌山県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(委員会の委員等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 委員会の委員等の給与等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第3条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中「対する調整手当」を「対する地域手当」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第11号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」の次に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を加え、同条第2項中「25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年」を「11年」に改める。

第2条の2中「から第5条の3まで」を「、第5条の4及び第7条の5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

（4） 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

（5） 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

（6） 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同

条第 1 項中「25年以上勤続して退職した者（次条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。）、20年」を「11年」に改め、「限る。）又は」の次に「25年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第 2 号中「20年」を「15年」に改め、同項第 3 号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第 4 号を削り、同条第 2 項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第 5 条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第 1 項中「受けて退職した者」の次に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第 2 号中「20年」を「25年」に改め、同項第 3 号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第 4 号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第 2 項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第 3 項から第 5 項までを削る。

第 5 条の 4 を第 5 条の 5 とし、第 5 条の 3 を第 5 条の 4 とする。

第 5 条の 2 の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第 1 項の規定に該当する者」を「第 5 条第 1 項に規定する者」に改め、「終えて退職した者」の次に「及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの」を加え、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額」を「同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第 5 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の

		日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第 5 条の 2 を第 5 条の 3 とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第 5 条の 2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前 3 条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第 10 条の 2 第 4 項、第 11 条第 3 項又は第 16 条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第 8 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第 11 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第 8 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第 8 条第 5 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第 8 条第 5 項第 1 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第 8 条第 5 項第 2 号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第 8 条第 5 項第 3 号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第 8 条第 5 項第 4 号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第 8 条第 5 項第 5 号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第 8 条第 5 項第 6 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第 8 条第 5 項第 7 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第 8 条第 6 項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第 10 条の 2 第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第 10 条の 2 第 2 項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第 10 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第 10 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第 10 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第 10 条の 2 第 3 項第 4 号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第10条の2第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(18) 第10条の2第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間

第7条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める割合をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ

	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 7 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 7 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第 7 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項第 2 号の規定による休職、同法第 29 条第 1 項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 50,000円
 - (2) 第 2 号区分 45,850円
 - (3) 第 3 号区分 41,700円
 - (4) 第 4 号区分 33,350円
 - (5) 第 5 号区分 25,000円
 - (6) 第 6 号区分 20,850円
 - (7) 第 7 号区分 16,700円
 - (8) 第 8 号区分 零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 19 号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第 1 項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第 1 項第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第 7 号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者でその勤続期間が 4 年以下のもの及び第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- （一般の退職手当の額に係る特例）
- 第 7 条の 5 第 5 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 2 条の 3、第 5 条、第 5 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
 - (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
 - (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
 - (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540
- 2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 51 号）、教育職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 52 号）、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 53 号）、警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年和歌山県条例第 21 号）、一般職の任期

付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

第8条第4項中「地方公務員法第27条第2項及び第28条第2項第2号の規定による休職又は同法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）」を「休職月等」に、「同法第55条の2第1項ただし書」を「地方公務員法第55条の2第1項ただし書」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「地方公共団体の退職手当に関する規定」の次に「又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）」を加え、「前4項」を「前各項」に、「地方公共団体等」を「地方公共団体」に改め、「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」及び「（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）」を削り、同条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第3項又は第13条の規定による」を「前条又は第13条の規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に、「前8項」を「前各項」に改める。

第11条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で人事委員会規則で定めるもの
第11条の2第3項中「第5条の3第1項」を「第5条の4第1項」に改め、同項第3号中「（職務の級の最高の号俸又は号給を超える俸給月額又は給料月額を受けていた者にあつては、当該俸給月額又は給料月額。以下この号において同じ。）」を削る。

第15条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第15条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第15条の2第1項及び第5項並びに第15条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

付則第3項中「第3条から第5条まで及び第7条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改め、同項第3号中「第7条の規定に該当」を「第7条又は第7条の2の規定に該当」に、「第7条の規定により」を「第2条の3、第3条、第5条から第5条の3まで及び第7条から第7条の4までの規定により」に改める。

付則第13項中「第3条から第5条の2まで、第7条」を「第2条の3から第5条の3まで、第7条から

第7条の5まで」に改め、同項第1号中「第3条から第5条の2まで及び第7条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改める。

付則第30項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

付則第31項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

付則第32項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

付則に次の2項を加える。

36 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合においてその者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

37 公立大学法人和歌山県立医科大学は、この条例の規定の適用については、特定地方独立行政法人とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定及び附則第9項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号。以下この項及び附則第4項において「特例条例」という。）による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第7条まで及び付則第30項から第32項まで、附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条及び付則第2項、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年和歌山県条例第27号。以下この項及び附則第4項において「条例第27号」という。）付則第3項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年和歌山県条例第80号。以下この項及び附則第4項において「条例第80号」という。）附則第5項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第30項から第32項まで、附則第6項、附則第7

項、附則第 9 項の規定による改正後の特例条例第 2 条から第 4 条まで及び付則第 2 項、附則第 10 項の規定による改正後の条例第 27 号付則第 3 項から第 6 項まで並びに附則第 11 項の規定による改正後の条例第 80 号附則第 5 項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち新条例第 8 条第 5 項及び第 6 項並びに第 10 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により新条例第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 19 号までの規定に規定する期間が新条例第 8 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは、「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。
- 4 職員が施行日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者の施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第 3 条から第 7 条まで及び付則第 30 項から第 32 項まで、附則第 9 項の規定による改正前の特例条例第 2 条及び付則第 2 項、附則第 10 項の規定による改正前の条例第 27 号付則第 3 項から第 6 項まで並びに附則第 11 項の規定による改正前の条例第 80 号附則第 5 項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が 25 年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 10 万円を超える場合には、10 万円）
 - ア 新条例第 7 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
 - (2) 施行日以後平成 19 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 100 万円を超える場合には、100 万円）
 - ア 新条例第 7 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
 - (3) 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 50 万円を超える場合には、50 万円）
 - ア 新条例第 7 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 5 附則第 3 項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。
- 6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第 5 条の 2 の規定の適用については、同条第

1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第11号）附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。））」とする。

- 7 新条例第7条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

（委任）

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。
（職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

- 9 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「額」を「基本額の特例」に改め、同条第1項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2まで」を「第5条まで及び第5条の3」に改め、「掲げる規定」の次に「及び退職手当条例第5条の2の規定」を加え、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額（退職手当条例第4条第1項に規定する退職日給料月額をいう。）」に改める。

付則第2項中「勤しょう」を「勤奨」に、「、年齢」を「であり、かつ、年齢」に、「同条同項及び第2項」を「同条」に、「の退職手当の支給」を「を退職手当の基本額と」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年和歌山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「（傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

付則第4項中「第4条（）」を「第3条第1項（）」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条および」を「第3条第1項及び第5条の2並びに」に改める。

付則第5項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条及び第5条の2並びに」を「第5条から第5条の3まで及び」に改める。

付則第6項中「第3条から第5条の2までおよび第7条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改める。

付則第12項中「第3条から第5条の2までの規定」を「第2条の3及び第7条の5の規定」に、「第3条から第5条の2までおよび第7条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 11 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第4条」を「第3条第1項」に、「同条の」を「同項の」に改める。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第12号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2区分の欄中「11級、10級又は9級」を「9級、8級又は7級」に、「8級、7級、6級、5級又は4級」を「6級、5級、4級又は3級」に、「3級」を「2級」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第13号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2第1項に次の1号を加える。

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 14 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第 7 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第 8 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 15 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第 6 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

第 7 条中「第 8 条第 4 項」を「第 7 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項」に、「同項」を「同条例第 7 条の 4 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員の退職手当に関する条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 16 号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成 9 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに県立医科大学及び県立医科大学看護短期大学部の学長及び教員」を削る。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 知事の事務部局の職員 4,134 人

第 2 条第 1 項第 5 号中「233 人」を「229 人」に改め、同項第 9 号及び第 10 号を削る。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 17 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 12 年和歌山県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 3 号中「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律」に、「第 7 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に、「第 8 条第 2 項」を「第 19 条第 2 項」に改める。

第 2 条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「医科大学又は」を削り、同項第 3 号中「第 18 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に、「第 19 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「医科大学附属病院、医科大学附属病院紀北分院又は」を削り、同項第 3 号中「医科大学又は」を削り、同条第 2 項第 3 号中「（医科大学における教育研究に必要な死体の引取り、搬送又は解剖の補助の業務の場合にあっては、1,400 円）」を削る。

第 18 条第 1 項中「振興局県民行政部」を「振興局総務室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の規定（第 9 条第 1 項第 3 号の改正規定を除く。） 平成 18 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条中第 9 条第 1 項第 3 号の改正規定 平成 18 年 6 月 1 日

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第18号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第6条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第10条中「又は有限会社」を削る。

第16条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第19号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「対する調整手当」を「対する地域手当」に改める。

第4条中「前6項」を「前各項」に、「前8項」を「前各項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第20号

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（昭和61年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中	「	海	草	郡	1人	」	を	「	紀	の	出
	」	那	賀	郡	3人	」			岩	海	草
川	市				2人						
	市				1人						
	郡				1人						
に改める。											

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第21号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「岩出町」を「岩出市」に改め、同表6の項中「第19条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表8の項事務の欄を次のように改める。

- 8 法、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第10条第1項の規定による登録
 - (2) 法第11条第2項及び第12条第2項（法第13条第2項、第14条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 - (3) 法第13条第1項の規定による登録の更新
 - (4) 法第14条第1項及び第2項並びに第16条第1項の規定による届出の受理
 - (5) 法第15条の規定による閲覧
 - (6) 法第17条の規定による登録の抹消
 - (7) 法第19条第1項の規定による登録の取消し及び命令
 - (8) 法第23条第1項及び第2項の規定による勧告並びに同条第3項

の規定による命令

- (9) 法第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (10) 法第25条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令
- (11) 法第26条第1項の規定による許可
- (12) 法第28条第1項の規定による変更の許可
- (13) 法第28条第3項の規定による届出の受理
- (14) 法第29条の規定による許可の取消し
- (15) 法第32条の規定による命令
- (16) 法第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (17) 条例第11条第1項及び第2項の規定による届出の受理
- (18) 条例第12条第1項の規定による通報の受理
- (19) 条例第14条第1項の規定による野犬等の収容及び同条第2項の規定による立入り
- (20) 条例第15条第1項の規定による措置及び同条第2項の規定による処分
- (21) 条例第16条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公示並びに同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による処分
- (22) 条例第17条の規定による動物の譲渡
- (23) 条例第18条の規定による野犬等の掃とう及び住民に対する周知
- (24) 条例第20条の規定による命令
- (25) 条例第21条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問
- (26) (1)から(25)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

第2条の表11の項(4)中「、第35条の3第1項及び第2項」を削り、同項(6)中「、第35条の4、第35条の5」を削り、同表14の項中「、第35条の3第1項及び第2項並びに第51条第2項」を「及び第51条第2項」に改め、同表15の項中「紀の川市」の次に「、岩出市」を加え、同表24の項事務の欄を次のように改める。

- 24 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第52条第1項の規定による支給認定（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。以下この項において同じ。）
 - (2) 法第54条第2項の規定による支給認定に係る医療機関の決定

- (3) 法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付
- (4) 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定及び医療受給者証の提出の要求
- (5) 法第56条第4項の規定による認定事項の記載及び医療受給者証の返還
- (6) 法第57条第1項の規定による支給認定の取消し
- (7) 法第57条第2項の規定による医療受給者証の返還の要求

第2条の表30の項中「野積場」の次に「、新宮市三輪崎地先の岸壁、新宮市佐野地先の岸壁、荷さばき地、野積場及び船舶給水施設」を加え、同項市町村の欄中「海南市」を「海南市 新宮市」に改め、同表36の項(5)中「第52条第9項、第10項及び第13項」を「第52条第10項、第11項及び第14項」に、「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に、「第85条第3項及び第4項」を「第85条第3項及び第5項」に改め、同項(8)中「第52条の2第1項、第57条第1項」を「第57条第1項、第57条の2第1項」に改め、同項(14)中「(13)」を「(15)」に改め、同項中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(14)の前に次のように加える。

(13) 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理

第2条の表36の項中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る特定行政庁に提出すべき申請書の受理並びに同条第5項の規定による認定に係る特定行政庁に提出すべき申請書の受理

第2条の表36の項中「(12)まで」を「(14)まで」に改め、同表37の項(1)中「第31条の2第2項第10号八、同項第11号二、第62条の3第4項第10号八、同項第11号二」を「第31条の2第2項第14号八、同項第15号二、第62条の3第4項第14号八、同項第15号二」に改め、同表41の項(5)を削り、同項中(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同項(8)中「(7)」を「(6)」に改め、同項(8)を同項(7)とし、同項(9)中「(7)」を「(6)」に改め、同項中(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、同項(13)中「(12)」を「(11)」に改め、同項(13)を同項(12)とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の表1の項の改正規定（「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める部分に限る。）並びに同表11の項及び14の項の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の表6の項及び8の項の改正規定 平成18年6月1日
- (3) 第2条の表30の項の改正規定 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第42号）の施行の日

岩出町を岩出市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第22号

岩出町を岩出市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

（家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）

第 1 条 家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 25 年和歌山県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表紀北家畜保健衛生所の項中「紀の川市 海草郡 那賀郡」を「紀の川市 岩出市 海草郡」に改める。

（病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部改正）

第 2 条 病虫害防除員の設置区域に関する条例（昭和 27 年和歌山県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表中「那賀郡」を「岩出市」に改める。

（保健所設置条例の一部改正）

第 3 条 保健所設置条例（昭和 28 年和歌山県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表岩出保健所の項位置の欄中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改め、同項所管区域の欄中「那賀郡」を「岩出市」に改める。

（警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）

第 4 条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 32 年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県岩出警察署の項管轄区域の欄中「那賀郡」を「岩出市」に改める。

（和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部改正）

第 5 条 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和 54 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項の表緑花センターの項中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

（和歌山県屋外広告物条例の一部改正）

第 6 条 和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表中「紀美野町（知事が指定する区域を除く。） 岩出町」を「岩出市 紀美野町（知事が指定する区域を除く。）」に改める。

（和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部改正）

第 7 条 和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例（平成 7 年和歌山県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「海草郡、那賀郡」を「岩出市、海草郡」に改める。

（和歌山県振興局設置条例の一部改正）

第 8 条 和歌山県振興局設置条例（平成 9 年和歌山県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表那賀振興局の項位置の欄中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改め、同項所管区域の欄中「那賀郡」を「岩出市」に改める。

第 5 条第 1 項中「振興局」を「振興局（那賀振興局を除く。）」に改め、同条第 2 項の表那賀振興局の項を削る。

（根来山げんきの森設置及び管理条例の一部改正）

第9条 根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

（和歌山県県税事務所設置条例の一部改正）

第10条 和歌山県県税事務所設置条例（平成17年和歌山県条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条の表紀北県税事務所の項位置の欄中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改め、同項所管区域の欄中「那賀郡」を「岩出市」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第23号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

ウ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号二からチまでに掲げるもの

(2) 条例等 県の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。）をいう。

(3) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作

られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

- (5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (6) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。
- (7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- (8) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第7号に掲げる申請等として行うものを除く。
- (10) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

（電磁的記録による保存）

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした

縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による交付等）

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、書面の交付等に代えて電磁的方法であって規則で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 民間事業者等は、前項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

3 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 第1項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

（規則の制定改廃に伴う経過措置）

第7条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第24号

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条の8」を「第35条の3」に、「第65条」を「第64条」に改める。

第1条の2第10項を次のように改める。

10 この条例において「特定建築材料」とは、石綿含有吹付け材その他の石綿の粉じんを発生し、又は飛

散させる原因となる建築材料で規則で定めるものをいう。

第35条の2から第35条の6までを削る。

第35条の7を第35条の2とする。

第35条の8中「石綿排出等作業及び」を「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第8項に規定する」に改め、同条を第35条の3とする。

第54条第1項中「又は特定工事を施工する者」、「、石綿排出等作業の状況」、「若しくは特定工事の場所」及び「、特定工事に係る建築物」を削る。

第60条中「、第35条の4、第35条の5」を削る。

第61条第1号中「、第24条又は第35条の3第1項」を「又は第24条」に改める。

第65条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第378号。以下「政令」という。）施行の際現に改正前の和歌山県公害防止条例（以下「改正前の条例」という。）第35条の2に規定する石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者については、改正前の条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 政令の施行前にした行為に対する罰則及び過料の適用については、なお従前の例による。

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第25号

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第10条」に、「第12条・第13条」を「第11条・第12条」に、「特定動物の飼養の許可等（第14条－第20条）」を「動物愛護指導員（第13条）」に改め、「第4節 動物愛護指導員（第21条）」を削り、「第22条－第26条」を「第14条－第18条」に、「第27条－第31条」を「第19条－第22条」に、「第32条・第33条」を「第23条・第24条」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物をいう。

第10条第1号中「施設を常に点検するとともに、捕獲用」を「捕獲用」に改める。

第11条を削る。

第3章第2節中第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第3章第3節を次のように改める。

第3節 動物愛護指導員

第13条 知事は、法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項若しくは第33条第1項の規定による立入検査又は第21条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。

第3章第4節を削る。

第4章中第22条を第14条とする。

第23条第1項中「第18条第1項」を「第35条第1項」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第24条第1項中「第22条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第4項中「第18条第2項」を「第35条第2項」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第16条とする。

第25条中「第22条第1項」を「第14条第1項」に、「第18条第2項」を「第35条第2項」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に、「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第26条を第18条とする。

第27条第1項中「第14条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第2項を削り、第5章中同条を第19条とする。

第28条第5号中「又は特定動物」を削り、同条を第20条とする。

第29条第1項中「動物取扱業者」を「法第10条第1項の登録を受けた者」に改め、同条第2項中「第22条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条を第21条とする。

第30条を削り、第31条を第22条とする。

第32条第1項を次のように改める。

第20条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第32条第2項を削り、同条第3項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項第2号中「第12条第1項又は第2項」を「第11条第1項又は第2項」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第29条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項を同条第3項とし、第6章中同条を第23条とする。

第33条を第24条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

和歌山県安全・安心まちづくり条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第26号

和歌山県安全・安心まちづくり条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 広報啓発、安全教育等及び自主防犯活動の支援（第 9 条—第 13 条）

第 3 章 安全・安心まちづくりのための環境整備（第 14 条—第 27 条）

第 4 章 犯罪被害者等に対する支援（第 28 条）

第 5 章 雑則（第 29 条・第 30 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、家庭及び地域における人と人との絆を大切にし、お互いが支え合い、及び助け合うとともに、安全で安心な暮らしに配慮した環境の整備を行うまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）に関して基本理念を定め、県、県民、地域活動団体（自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策の基本的事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 安全・安心まちづくりは、地域住民による自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要であるという基本的認識の下に、自主的な判断に基づき推進されなければならない。

2 安全・安心まちづくりは、県民、地域活動団体及び事業者（以下「県民等」という。）による自主的な防犯活動（以下「自主防犯活動」という。）を基本とし、安全で安心な地域社会の形成に配慮した環境の整備が実施されるよう推進されなければならない。

3 安全・安心まちづくりは、県及び県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、並びに連携し、及び協力するとともに、互いにその権利利益を尊重しつつ推進されなければならない。

（県の役割）

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県民等と相互に連携を図るものとする。

3 県は、第 1 項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と連携し、及び調整を行うものとする。

（県民の役割）

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの必要性及び方策についての理解を深め、並びに安全で安心な地域社会の形成のため、自主防犯活動を推進するよう積極的に努めるものとする。

2 県民は、安全・安心まちづくりのために県及び市町村が実施する施策に協力し、並びに安全・安心まちづくりのために地域活動団体及び事業者が実施する取組と連携するよう努めるものとする。

（地域活動団体の役割）

第 5 条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの必要性及び方策についての理解を深め、並びに自主防犯活動を主体的に企画し、及び推進するよう積極的に努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、安全・安心まちづくりのために県及び市町村が実施する施策に呼応するとともに、県民及び事業者が実施する取組に参画するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの必要性及び方策についての理解を深め、並びに犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等の整備その他の事業活動に関する自主防犯活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、安全・安心まちづくりのために県及び市町村が実施する施策並びに県民及び地域活動団体が行う自主防犯活動に協力するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第7条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互の協力の下に、安全・安心まちづくりに関する情報を交換し、及び防犯活動に関する方策の研究を連携して行うことができる体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第8条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 広報啓発、安全教育等及び自主防犯活動の支援

（広報啓発等）

第9条 県は、安全・安心まちづくりに関する県民の関心を高め、及び理解を深めるため、広報啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（児童生徒等に対する安全教育の充実）

第10条 県は、家庭、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程、同法第83条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）に対して学校教育に類する教育を行うもの並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）及び地域活動団体と連携して、児童生徒等が犯罪による被害を受けないようにするための教育（以下「安全教育」という。）を充実するよう努めるものとする。

- 2 県は、安全教育を行うに当たっては、その実施の方法を工夫すること等により児童生徒等の理解が深まるよう努めるものとする。

（青少年等に対する遵法意識のかん養）

第11条 県は、青少年等に対し、社会の一員としての意識及び法規範の遵守に関する意識をかん養するための施策を講ずるよう努めるものとする。

（高齢者、児童生徒等及び障害者等に対する見守り等）

第12条 県は、高齢者、児童生徒等、障害者その他特に防犯上の配慮を要する者に対して、県民等による地域ぐるみの見守りをはじめとする犯罪による被害を受けないようにするための取組が行われる環境の整備及びその広報啓発に努めるものとする。

（自主防犯活動に対する支援）

第13条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、自主防犯活動に対し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 安全・安心まちづくりのための環境整備

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及等）

第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（建築主等の努力義務等）

第15条 住宅の建築（新築、改築又は増築をいう。）をしようとする者（以下「建築主」という。）及び住宅を所有し、又は管理する者は、前条に規定する指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、建築主及び住宅を所有し、又は管理する者に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（共同住宅の建築主に対する情報提供等）

第16条 県は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第1項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする共同住宅の建築主に対し、当該共同住宅が犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村に対し、前項の措置に準じて、共同住宅の建築主への情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。
- 3 県は、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に対し、第1項の措置に準じて、共同住宅の建築主への情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 4 警察署長は、管轄区域内の共同住宅の防犯性の向上を図るため、共同住宅の建築主に対して必要な助言を行うことができる。

（犯罪の防止に配慮した道路等の普及等）

第17条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、公衆便所、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（道路等の設置者等の努力義務等）

第18条 道路等を設置し、又は管理する者は、前条第2項に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（空地又は空家における犯罪の防止）

第19条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、柵の設置、草刈り、出入口の施錠等犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）

第20条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において営業する商業施設で規則で定めるもの（以下「深夜商業施設」という。）又は遊技場施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行う施設をいう。）において事業を営む者は、当該深夜商業施設又は遊技場施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において事業を営む者は、当該大規模小売店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 銀行その他の金融機関で規則で定めるもの（以下「銀行等」という。）において事業を営む者は、当該銀行等の店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、深夜商業施設、遊技場施設、大規模小売店舗又は銀行等の店舗等（以下「深夜商業施設等」という。）を設置し、若しくは管理する者又は深夜商業施設等において事業を営む者に対し、当該深夜商業施設等の防犯性の向上を促進するために必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（繁華街における犯罪の防止）

第21条 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において施設を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びにこれらの者により組織される地域活動団体は、相互に協力して、当該繁華街における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（観光旅行者の安全の確保）

第22条 旅行関係施設等（観光基本法（昭和38年法律第107号）第7条に規定する旅行関係施設及び同法第8条に規定する観光基盤施設をいう。以下同じ。）を設置し、又は管理する者は、当該旅行関係施設等における観光旅行者の安全を確保するよう努めるものとする。

2 県は、旅行関係施設等を設置し、又は管理する者に対し、自然歩道及び参詣道等への来訪者をはじめとする観光旅行者の安全対策の実施について必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県民は、観光旅行者が安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

（学校等における児童生徒等の安全の確保）

第23条 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、当該学校等において、侵入者による児童生徒等に対する犯罪を防止するよう努めなければならない。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童生徒等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

3 学校等の設置者等は、前項に規定する指針に基づき、児童生徒等の安全を確保するための体制の整備

その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 地域住民は、学校等の設置者等と相互に連携して児童生徒等の安全の確保に努めるものとする。

（通学路等における児童生徒等の安全の確保）

第24条 通学路等（児童生徒等が通学、通園等の用に供している道路及び日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。）を管理する者、学校等の設置者等、児童生徒等の保護者、地域活動団体及び当該通学路等の地域を管轄する警察署長は、連携して通学路等における児童生徒等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県民は、通学路等において、児童生徒等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他適切な措置をとるよう努めるものとする。

- 3 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等における児童生徒等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等）

第25条 自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の販売又は修理を業とする者（以下「自動車等販売修理業者」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置（以下「犯罪防止自動車等」という。）の普及に努めるものとする。

- 2 自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の販売又は修理を業とする者（以下「自転車販売修理業者」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自転車及びひったくり等の犯罪による被害を防止するための用具（以下「犯罪防止自転車等」という。）の普及に努めるものとする。

- 3 県は、犯罪防止自動車等及び犯罪防止自転車等の普及のため、自動車等販売修理業者及び自転車販売修理業者に対し、防犯に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等）

第26条 自動販売機を設置し、又は管理する者は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機及び犯罪を防止するための装置の設置に努めるものとする。

- 2 県は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機及び犯罪を防止するための装置の普及のため、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、防犯に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（安全で安心な情報通信技術の利用推進）

第27条 県は、安全で安心な情報通信技術の利用を推進するために必要な広報啓発に努めるものとする。

- 2 情報通信技術を利用する事業者は、自ら安全で安心な情報通信技術の利用の環境を保持するよう努めるとともに、安全で安心な情報通信技術の利用の推進に努めるものとする。

- 3 県は、情報通信技術を利用する事業者が共同して行う安全で安心な情報通信技術の利用を推進するための活動の支援に努めるとともに、必要に応じて情報通信技術を利用する事業者と共同して、情報通信技術の安全で安心な利用についての情報の提供に努めるものとする。

第4章 犯罪被害者等に対する支援

第28条 県は、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の名誉又は平穏な生活を確保するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の支援を行うに当たっては、国、市町村その他の関係機関及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者と連携を図りながら協力して行うものとする。

3 県民は、良好な地域社会の形成には、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮が重要であることについての理解を深め、及び第1項の規定に基づき県が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第5章 雑則

（指針の策定手続）

第29条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第14条第2項、第17条第2項、第23条第2項及び第24条第3項の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講ずるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第27号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第14条 法第44条の3に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定める方法により行うものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 28 号

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例

（設置）

第 1 条 男女共同参画（和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第 2 条第 1 号に規定する男女共同参画をいう。以下同じ。）の推進を図るとともに、男女共同参画に関する活動及び交流の拠点とするため、和歌山県男女共生社会推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 センターは、和歌山市に置く。

（業務）

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する学習及び啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画を阻害する行為の相談に関すること。
- (4) 団体等が行う男女共同参画に関する活動の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 29 号

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県介護保険財政安定化基金条例（平成12年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 条第 1 項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第11条第 1 項中「事業運営期間」を「計画期間」に、「第12条」を「第13条」に改める。

附則第 3 項及び第 4 項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第30号

和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例

（設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、和歌山県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 不服審査会は、委員27人以内で組織する。

（不服審査会による審査）

第3条 知事は、法第97条第1項の規定による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めるものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) その他知事が障害者又は障害児の保健又は福祉に関する専門的な審査を要しないと認める場合

（会議）

第4条 不服審査会は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される不服審査会は、知事が招集する。

2 不服審査会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（合議体）

第5条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

3 合議体を構成する委員の定数は、5人以内とする。

4 合議体の会議は、長が招集する。

5 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

7 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

（庶務）

第6条 不服審査会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県結核の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第31号

和歌山県結核の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県結核の診査に関する協議会条例（昭和26年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表保健所の欄中「高野口保健所」を「橋本保健所」に改め、同表協議会の名称の欄中「岩出・高野口保健所結核の診査に関する協議会」を「岩出・橋本保健所結核の診査に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第32号

和歌山県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県精神保健福祉審議会条例（昭和40年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、和歌山県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
 - (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
 - (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第33号

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例（平成11年和歌山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表保健所の欄中「高野口保健所」を「橋本保健所」に改め、同表協議会の名称の欄中「高野口保健所感染症の診査に関する協議会」を「橋本保健所感染症の診査に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第34号

和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例

（設置）

第1条 難病患者及び疾病により長期にわたり療養を要する児童の療養等に関し、相談に応じ、及び必要な支援を行う機関として、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置及び管轄区域）

第2条 センターは、和歌山市に置く。

2 センターの管轄区域は、県内一円とする。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 和歌山県子ども保健福祉相談センター設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第11号）は、廃止する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第35号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 6 条の 2 の見出しを「（地域手当）」に改め、同条中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金基準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業管理規程で定める地域」に改める。

付則第 2 項の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項中「調整手当」を「地域手当」に、「昭和 49 年 4 月 1 日以降、当分の間」を「平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県立高等技術専門校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 3 6 号

和歌山県立高等技術専門校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立高等技術専門校設置条例（昭和 45 年和歌山県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県立産業技術専門学院設置条例

第 1 条中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改める。

第 2 条中「高等技術専門校の名称」を「産業技術専門学院の名称」に改め、同条の表中「和歌山県立和歌山高等技術専門校」を「和歌山県立和歌山産業技術専門学院」に、「和歌山県立田辺高等技術専門校」を「和歌山県立田辺産業技術専門学院」に改め、和歌山県立新宮高等技術専門校の項を削る。

第 3 条中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 3 7 号

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）附則第 8 条第 1 項の規定により独立行政法人緑資源機構が和歌山県において行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 70 号）附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号。以下「旧法」という。）第 19 条第 1 項第 1 号イ及びロの事業（以下「緑資源機構事業」という。）に係る旧法第 27 条第 2 項の規定による負担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（負担金の徴収）

第 2 条 県は、旧法第 27 条第 1 項の規定により緑資源機構事業に要する費用の一部を負担するときは、同

条第2項の規定により、当該緑資源機構事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者その他森林開発公団法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（平成11年農林水産省令第65号）附則第2項の規定による廃止前の農用地整備公団法施行規則（昭和49年農林省令第27号。以下「旧規則」という。）第42条で定める者で、当該緑資源機構事業によって利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度としてその負担金の一部を徴収する。

（負担金の額）

第3条 前条の規定により県が事業参加資格者から徴収する負担金の額は、当該負担金の徴収に係る土地の面積の当該緑資源機構事業の実施に係る区域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該緑資源機構事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める額とする。

2 前条の規定により県が旧規則第42条で定める者から徴収する負担金の額は、その者が受ける利益を限度として、その者が受ける利益を勘案して知事が定める額とする。

（負担金の徴収方法）

第4条 前条第1項及び第2項の負担金は、支払期間を15年、利率を緑資源機構事業に要する費用の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣が定める率以内とする元利均等年賦支払の方法により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、当該負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせることができる。

2 前項の支払期間の始期は、当該緑資源機構事業のすべてが完了した年度（当該緑資源機構事業のすべてが完了する以前において当該緑資源機構事業の実施に係る区域内にある土地の一部につき当該緑資源機構事業の完了によって受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該負担金の徴収を受ける者から当該負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合にあっては、その部分の負担金に限りその利益のすべてが発生した年度）の翌年度以後の年度で知事が定める年度とする。

（徴収手続等）

第5条 第2条の規定により県が徴収する負担金の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第38号

和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第18条第3号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この条例は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 39 号

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例（平成15年和歌山県条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表日置川緑の雇用担い手住宅の項中「日置川町大字田野井」を「白浜町田野井」に改め、同表日置川第2緑の雇用担い手住宅の項中「日置川町大字日置」を「白浜町日置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 40 号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表第2第4項に掲げる」を「第15条第1号に規定する指定有料公園施設を除く」に改める。

別表第1中	和歌公園	野外ステージ	午前9時から午後9時まで	1月5日から12月27日まで 月曜日（その日が休日は、その翌日）を除く。
		健康館		
		万葉館	午前9時から午後5時まで	
		駐車場	午前7時から午後10時まで	
	大新公園	地下駐車場	午前7時から翌日午前2時まで	1月1日から12月31日まで

。ただし、
当たるとき

を

和歌公園	野外ステージ	午前9時から午後9時まで	1月5日から12月27日 月曜日（その日が休 は、その翌日）を除く
	健康館		
	万葉館	午前9時から午後5時まで	
	駐車場	午前7時から午後10時まで	

まで。ただし、
日に当たるとき

に改める。

。まで

別表第 2 第 4 項を削る。

附 則

この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 1 号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、知事」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事」に改める。

別表橋本市の項中「 | 県営住宅みゆきつじ団地

| 橋本市御幸辻

|」を | 県営住宅みゆきつじ団地
| 県営住宅西之島団地

| 橋本市御幸辻
| 橋本市高野口町大野

に改め、同表伊都郡の項中 | 県営住宅笠田団地
| 県営住宅西之島団地

| 伊都郡かつらぎ町大字笠田東
| 伊都郡高野口町大字大野

|」を「 | 県営住宅笠田団地

| 伊都郡かつらぎ町大字笠田東

|」に改め、同表西牟婁郡の項中 | 県営住宅丹田台団地
| 県営住宅岡団地
| 県営住宅日置団地

| 西牟婁郡上富田町朝来

| 西牟婁郡上富田町岡

| 西牟婁郡日置川町大字日

置 | 県営住宅日置団地
| 県営住宅丹田台団地
| 県営住宅岡団地

| 西牟婁郡白浜町日置

| 西牟婁郡上富田町朝来

| 西牟婁郡上富田町岡

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 2 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 荷さばき施設の部荷さばき地の項使用料の欄を次のように改める。

新宮港		
1	使用日数30日まで	
	1 平方メートル又はその端数ごとに1日につき	4 円
2	使用日数30日を超えるとき	
	同	6 円
新宮港以外の港湾		
1	使用日数5日まで	
	1 平方メートル又はその端数ごとに1日につき	7 円35銭
2	使用日数6日から15日まで	
	同	9 円45銭
3	使用日数15日を超えるとき	
	同	11円55銭

別表第1 保管施設の部野積場の項使用料の欄中

「和歌山下津港和歌山本港区西浜地区以外の地区

1 種地

1 使用日数15日まで

1 平方メートル又はその端数ごとに1日

2 使用日数16日から30日まで

同

3 使用日数30日を超えるとき

同

2 種地

1 使用日数15日まで

1 平方メートル又はその端数ごとに1日

2 使用日数16日から30日まで

同

3 使用日数30日を超えるとき

同

「新宮港全域

1 種地・2 種地共通

1 使用日数30日まで

1 平方メートル又はその端数ごとに1日につき

3

につき	4 円72銭	を	2 使用日数30日を超えるとき	
	8 円40銭		同	6
につき	15円22銭	を	和歌山下津港和歌山本港区西浜地区及び新宮港全域以外の地区	
	3 円67銭		1 種地	
につき	7 円35銭	を	1 使用日数15日まで	
	13円12銭		1 平方メートル又はその端数ごとに1日につき	4 円72
につき		を	2 使用日数16日から30日まで	
			同	8 円40
につき		を	3 使用日数30日を超えるとき	
			同	15円22
につき		を	2 種地	
			1 使用日数15日まで	
につき		を	1 平方メートル又はその端数ごとに1日につき	3 円67
			2 使用日数16日から30日まで	
につき		を	同	7 円35
			3 使用日数30日を超えるとき	
につき		を	同	13円12

円

円

銭

銭

銭

銭

銭

に改める。

銭」

別表第1 船舶補給施設の部船舶給水施設の項使用料の欄を次のように改める。

新宮港		
直接給水量1立方メートルにつき		340円
新宮港以外の港湾		
1 外航運送に従事する船舶		
直接給水量1立方メートルにつき		550円
2 外航運送に従事する船舶以外の船舶		
同		577円

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第43号

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中	「		
	さく類	1メートル1年につき	123円
を 「	さく類	1メートル1年につき	123円
	広告塔類	1平方メートル1年につき	1,070円
	広告物等（表示面積による。）	1平方メートル1年につき	440円
」に改める。			

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 4 号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第17条第 2 項」を「第16条第 2 項」に改める。

第 2 条第 1 項及び第 3 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 8 年 3 月 2 4 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 5 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第12条を次のように改める。

（昇給の基準）

第12条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（教育委員会規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給（教育委員会規則で定める職員にあっては、3 号給）」とあるのは、「2 号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、教育委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第15条第 2 項第 2 号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第16条の 2 を次のように改める。

（地域手当）

第16条の 2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して教育委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃

金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で教育委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、教育委員会規則で定める。

第16条の3第1項中「前条第1項の」の次に「教育委員会規則で定める」を加え、「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第2項中「前条第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「前条第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第18条第7項中「に対し調整手当が支給されるべき地域に所在するへき地学校等に勤務する職員」を「で地域手当が支給されるもの」に、「調整手当の」を「支給される地域手当の」に改める。

第23条第3項から第5項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第10項の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項中「調整手当」を「地域手当」に、「昭和49年4月1日以降、当分の間」を「平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間」に改める。

附則第11項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の1.5を乗じて得た額」を「それぞれ次に定める支給割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の1.5
- (2) 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の1
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の0.5

附則第12項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200

再 任 用 職 員 以 外 の 職	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	
	39	216,900	247,800	375,400	
	40	218,600	250,700	377,000	
	41	220,400	253,600	378,700	
	42	222,200	256,300	380,300	
	43	224,000	259,000	381,900	
	44	225,800	261,700	383,500	
	45	227,700	264,400	385,100	
	46	229,500	267,100	386,700	
	47	231,300	269,800	388,300	
	48	233,100	272,500	389,900	
	49	234,900	275,200	391,400	
	50	236,700	277,900	392,900	
	51	238,500	280,600	394,400	
	52	240,300	283,300	395,900	
	53	241,900	285,900	397,500	
	54	243,700	288,600	398,900	
	55	245,500	291,300	400,300	
	56	247,300	294,000	401,700	
	57	249,000	296,500	403,200	
	58	250,600	299,200	404,600	
	59	252,200	301,900	406,000	
	60	253,800	304,600	407,400	
	61	255,500	307,100	408,700	
	62	257,100	309,600	410,100	
	63	258,700	312,100	411,500	
	64	260,300	314,600	412,900	
	65	261,800	317,000	414,100	
	66	263,400	319,200	415,300	
	67	265,000	321,400	416,500	
	68	266,600	323,600	417,700	
	69	268,300	325,900	418,800	
	70	269,800	328,100	420,000	
	71	271,300	330,300	421,200	
	72	272,800	332,500	422,400	
	73	274,100	334,700	423,400	
	74	275,400	336,900	424,200	
	75	276,700	339,100	425,000	
	76	278,000	341,300	425,800	
	77	279,400	343,300	426,700	
	78	280,600	345,200	427,500	

員	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400
	87	291,000	361,300	434,100
	88	292,000	363,000	434,800
	89	293,100	364,700	435,500
	90	294,000	366,100	436,200
	91	294,900	367,500	436,900
	92	295,800	368,900	437,600
	93	296,500	370,400	438,100
	94	297,300	371,700	
	95	298,100	373,000	
	96	298,900	374,300	
	97	299,800	375,700	
	98	300,600	376,800	
	99	301,400	377,900	
	100	302,200	379,000	
	101	303,100	380,200	
	102	303,600	381,300	
	103	304,100	382,400	
	104	304,600	383,500	
	105	305,100	384,500	
	106	305,500	385,500	
	107	305,900	386,500	
	108	306,300	387,500	
	109	306,500	388,400	
	110	306,900	389,400	
	111	307,300	390,400	
	112	307,700	391,400	
	113	307,900	392,200	
	114	308,200	393,100	
	115	308,500	394,000	
	116	308,800	394,900	
	117	309,100	395,900	
	118	309,400	396,700	
	119	309,700	397,500	
	120	310,000	398,300	
	121	310,200	399,100	

	122	310,500	399,900		
	123	310,800	400,700		
	124	311,100	401,500		
	125	311,300	402,200		
	126		402,900		
	127		403,600		
	128		404,300		
	129		405,100		
	130		405,800		
	131		406,500		
	132		407,200		
	133		407,700		
	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700

	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	
	39	217,700	280,600	408,900	
	40	219,500	283,300	410,500	
再	41	221,400	285,900	412,200	
	42	223,200	288,600	413,800	
	43	225,000	291,300	415,400	
	44	226,800	294,000	417,000	
任	45	228,700	296,500	418,700	
	46	230,500	299,200	420,300	
	47	232,300	301,900	421,900	
	48	234,100	304,600	423,500	
用	49	235,800	307,100	425,200	
	50	237,600	309,600	426,800	
	51	239,400	312,100	428,400	
	52	241,200	314,600	430,000	
職	53	242,900	317,000	431,700	
	54	244,700	319,200	433,300	
	55	246,500	321,400	434,900	
	56	248,300	323,600	436,500	
員	57	250,000	325,900	438,200	
	58	251,700	328,100	439,800	
	59	253,400	330,300	441,400	
	60	255,100	332,500	443,000	
以	61	256,800	334,700	444,700	
	62	258,500	336,900	446,300	
	63	260,200	339,100	447,900	
	64	261,900	341,300	449,500	
外	65	263,600	343,500	451,200	
	66	265,300	345,700	452,800	
	67	267,000	347,900	454,400	
	68	268,700	350,100	456,000	
の	69	270,200	352,100	457,600	
	70	271,700	354,200	459,200	
	71	273,200	356,300	460,800	
	72	274,700	358,400	462,400	
職	73	276,000	360,400	463,900	
	74	277,400	362,400	464,900	
	75	278,800	364,400	465,900	
	76	280,200	366,400	466,900	
員	77	281,600	368,400	467,700	
	78	282,800	370,100		

79	284,000	371,800
80	285,200	373,500
81	286,500	375,200
82	287,700	376,700
83	288,900	378,200
84	290,100	379,700
85	291,400	381,200
86	292,600	382,700
87	293,800	384,200
88	295,000	385,700
89	296,200	387,200
90	297,400	388,600
91	298,600	390,000
92	299,800	391,400
93	300,800	392,900
94	302,000	394,200
95	303,200	395,500
96	304,400	396,800
97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500

	122	324,700	421,000		
	123	325,200	421,500		
	124	325,700	422,000		
	125	326,300	422,400		
	126	326,700	422,900		
	127	327,100	423,400		
	128	327,500	423,900		
	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000

	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300
再	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200
任	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400
用	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900
職	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100
員	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800
以	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500
外	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800
の	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300
職	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600

員	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
	86		293,100	330,600	352,700	
	87		293,400	331,000	353,100	
	88		293,700	331,400	353,500	
	89		294,100	331,900	354,000	
	90		294,400	332,300	354,400	
	91		294,700	332,700	354,800	
	92		295,000	333,100	355,200	
	93		295,400	333,600	355,700	
	94		295,700	334,000	356,100	
	95		296,000	334,400	356,500	
	96		296,300	334,800	356,900	
	97		296,700	335,000	357,400	
	98		297,000	335,400	357,800	
	99		297,300	335,800	358,200	
	100		297,600	336,200	358,600	
	101		298,000	336,400	359,100	
	102		298,300	336,800	359,500	
	103		298,600	337,200	359,900	
	104		298,900	337,600	360,300	
	105		299,200	337,800	360,800	
	106			338,200		
	107			338,600		
	108			339,000		
	109			339,200		
	110			339,600		
	111			340,000		
	112			340,400		
	113			340,600		
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの給料表（以下「市町村立学校職員給与条例給料表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額切替え）

- 3 切替日の前日において市町村立学校職員給与条例給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、教育委員会規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料月額の調整等）

- 6 切替日から平成19年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 7 切替日から平成19年3月31日までの間における改正後の条例附則第12項の規定の適用については、同項中「第12条まで」とあるのは「第12条まで並びに市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号）附則第6項」とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 9 切替日の前日から引き続き市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められると

きは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 切替日以降に新たに市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の条例第 12 条の 2 の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年和歌山県条例第 45 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額の」とする。

（平成 22 年 3 月 31 日までの間における市町村立学校職員の給与に関する条例の適用に関する特例）

- 12 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 12 条 第 2 項	4 号給	4 号給を超えない範囲内で教育委員会規則で定める号給
	3 号給	3 号給を超えない範囲内で教育委員会規則で定める号給
第 12 条 第 3 項	4 号給	4 号給を超えない範囲内で教育委員会規則で定める号給
	3 号給	3 号給を超えない範囲内で教育委員会規則で定める号給
	2 号給	2 号給を超えない範囲内で教育委員会規則で定める号給
第 16 条 の 2 第 2 項 第 1 号	100 分の 18	100 分の 18 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第 16 条 の 2 第 2 項 第 2 号	100 分の 15	100 分の 15 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第 16 条 の 2 第 2 項 第 3 号	100 分の 12	100 分の 12 を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合

第16条の2第2項第 4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の2第2項第 5号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合
第16条の2第2項第 6号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合

（教育委員会規則への委任）

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 14 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年和歌山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附則別表 (附則第 2 項関係)

職員の号給の切替表

ア 小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	1
	12 月以上	9	9	5	1
4	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	1
	12 月以上	17	17	13	1
6	3 月未満	17	17	13	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	4
	12 月以上	21	21	17	5

7	3 月未満	21	21	17	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	7
	9 月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3 月未満	25	25	21	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	11
	9 月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3 月未満	29	29	25	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	15
	9 月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3 月未満	33	33	29	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	19
	9 月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3 月未満	37	37	33	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	23
	9 月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3 月未満	41	41	37	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	27
	9 月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3 月未満	45	45	41	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	31
	9 月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
	3 月未満	49	49	45	33

14	3 月以上 6 月未満	50	50	46	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	35
	9 月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3 月未満	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	37
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	37
	9 月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3 月未満	57	57	53	
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	
	9 月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3 月未満	61	61	57	
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	
	9 月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3 月未満	65	65	61	
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	
	9 月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3 月未満	69	69	65	
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	
	9 月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3 月未満	73	73	69	
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	
	9 月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
	3 月未満	77	77	73	
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	

21	6 月以上 9 月未満	79	79	75	
	9 月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3 月未満	81	81	77	
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	
	9 月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3 月未満	85	85	81	
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	
	9 月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	90	
	6 月以上 9 月未満	95	95	91	
	9 月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3 月未満	97	97	93	
	3 月以上 6 月未満	98	98	93	
	6 月以上 9 月未満	99	99	93	
	9 月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		

	9 月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		
	9 月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上12月未満		136		

	12月以上		137		
36	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

イ 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
4	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
5	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
6	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6

7	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7
	9 月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3 月未満	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	27	19
	9 月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3 月未満	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	31	23
	9 月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3 月未満	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	35	27
	9 月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3 月未満	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	39	31
	9 月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3 月未満	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	43	35

	9 月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3 月未満	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	46	37
	6 月以上 9 月未満	55	55	47	37
	9 月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3 月未満	57	57	49	
	3 月以上 6 月未満	58	58	50	
	6 月以上 9 月未満	59	59	51	
	9 月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3 月未満	61	61	53	
	3 月以上 6 月未満	62	62	54	
	6 月以上 9 月未満	63	63	55	
	9 月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3 月未満	65	65	57	
	3 月以上 6 月未満	66	66	58	
	6 月以上 9 月未満	67	67	59	
	9 月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3 月未満	69	69	61	
	3 月以上 6 月未満	70	70	62	
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	
	9 月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3 月未満	73	73	65	
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	
	9 月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3 月未満	77	77	69	
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	
	9 月以上12月未満	80	80	72	

	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		

29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	130			
	6 月以上 9 月未満	131			
	9 月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3 月未満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
	3 月未満	137			

36	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
	9 月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3 月未満	141			
	3 月以上 6 月未満	142			
	6 月以上 9 月未満	143			
	9 月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3 月未満	145			
	3 月以上 6 月未満	146			
	6 月以上 9 月未満	147			
	9 月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3 月未満	149			
	3 月以上 6 月未満	150			
	6 月以上 9 月未満	151			
	9 月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3 月未満	153			
	3 月以上 6 月未満	153			
	6 月以上 9 月未満	153			
	9 月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

ウ 学校栄養職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3 月未満			1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1
	12 月以上			1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1
	12 月以上	9	9	9	5	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4
	12 月以上	13	13	13	9	5
5	3 月未満	13	13	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8
	12 月以上	17	17	17	13	9
6	3 月未満	17	17	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12
	12 月以上	21	21	21	17	13
	3 月未満	21	21	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14

7	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43

	9 月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3 月未満	53	53	53	49	45
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47
	9 月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3 月未満	57	57	57	53	49
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51
	9 月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3 月未満	61	61	61	57	53
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55
	9 月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3 月未満	65	65	65	61	57
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59
	9 月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3 月未満	69	69	69	65	61
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63
	9 月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3 月未満	73	73	73	69	65
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67
	9 月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3 月未満	77	77	77	73	69
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71
	9 月以上12月未満	80	80	80	76	72

	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80
	12月以上	85	89	89	85	81
24	3月未満		89	89	85	
	3月以上6月未満		90	90	86	
	6月以上9月未満		91	91	87	
	9月以上12月未満		92	92	88	
	12月以上		93	93	89	
25	3月未満		93	93	89	
	3月以上6月未満		94	94	90	
	6月以上9月未満		95	95	91	
	9月以上12月未満		96	96	92	
	12月以上		97	97	93	
26	3月未満		97	97	93	
	3月以上6月未満		98	98	94	
	6月以上9月未満		99	99	95	
	9月以上12月未満		100	100	96	
	12月以上		101	101	97	
27	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
28	3月未満		105	105		
	3月以上6月未満		105	106		
	6月以上9月未満		105	107		
	9月以上12月未満		105	108		
	12月以上		105	109		

29	3 月未満			109		
	3 月以上 6 月未満			110		
	6 月以上 9 月未満			111		
	9 月以上 12 月未満			112		
	12 月以上			113		
30	3 月未満			113		
	3 月以上 6 月未満			113		
	6 月以上 9 月未満			113		
	9 月以上 12 月未満			113		
	12 月以上			113		

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 46 号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和 31 年和歌山県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表和歌山県立伊都高等学校の項中「伊都郡高野口町大字名古曾 558」を「橋本市高野口町名古曾 558」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立養護学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 47 号

和歌山県立養護学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立養護学校設置条例（昭和 41 年和歌山県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県立きのかわ養護学校の項中「伊都郡高野口町向島 101 番地の 3」を「橋本市高野口町向島 101 番地の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 48 号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（大学を除く。以下同じ。）」を削る。

第2条第1号中「10人」を「25人」に改め、同条第2号中「2,527人」を「2,455人」に改め、同条第3号中「958人」を「974人」に改める。

第3条中「95人」を「94人」に改める。

第4条第1号中「4,465人」を「4,371人」に、「2,621人」を「2,568人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第49号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第7条第1項中「10」を「9」に改める。

第9条を次のように改める。

（昇給の基準）

第9条 警察官の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により警察官を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した警察官の昇給の号給数を4号給（職務の級が8級以上である警察官にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える警察官に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が8級以上である警察官にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4 警察官の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 警察官が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは心身に著しい障害を有することとなったとき又は任命権者が別に定める事由に該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

6 警察官の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、警察官の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条第2項第2号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第12条の2を次のように改める。

（地域手当）

第12条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する警察官に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する警察官についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第12条の3第1項中「前条第1項の」の次に「人事委員会規則で定める」を加え、「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第2項中「前条第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「前条第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第21条第4項及び第5項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第22条第2項中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に改め、同項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第24条第3項及び第4項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第9項の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項中「調整手当」を「地域手当」に、「昭和49年4月1日以降、当分の間」を「平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間」に改める。

附則第10項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の1.5を乗じて得た額」を「それぞれ次に定める支給割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の1.5
- (2) 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の1
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の0.5

附則第11項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000

再 任 用 警 察 官 以 外 の 警 察 官	41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
	45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
	47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
	48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
	49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
	50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
警 察 官 以 外 の 警 察 官	51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
	52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
	53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
	54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
	55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
	56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
	57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
	58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
	59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
	60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
警 察 官 以 外 の 警 察 官	61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
	62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
	63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
	64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700		
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300		
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000		
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600		
警 察 官 以 外 の 警 察 官	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200		
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800		
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500		
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100		
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700		
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300		
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000		
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800			
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400			
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000			
警 察 官 以 外 の 警 察 官	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600			
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200			
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800			
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400			
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000			
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700				
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300				

88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900
89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500
90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100
91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700
92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300
93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900
94	303,500	327,700	356,000	391,100	
95	304,800	329,100	357,500	391,700	
96	306,100	330,500	359,000	392,300	
97	307,200	332,000	360,400	392,800	
98	308,400	333,400	361,600	393,400	
99	309,600	334,800	362,800	394,000	
100	310,800	336,200	364,000	394,600	
101	312,000	337,700	365,300	395,100	
102	313,100	339,000	366,500	395,700	
103	314,200	340,300	367,700	396,300	
104	315,300	341,600	368,900	396,900	
105	316,300	342,800	370,200	397,400	
106	317,000	343,900	370,800	397,900	
107	317,700	345,000	371,400	398,400	
108	318,400	346,100	372,000	398,900	
109	319,100	347,300	372,700	399,300	
110	319,800	348,300	373,300	399,800	
111	320,500	349,300	373,900	400,300	
112	321,200	350,300	374,500	400,800	
113	322,000	351,400	375,000	401,200	
114	322,800	352,400	375,600	401,700	
115	323,600	353,400	376,200	402,200	
116	324,400	354,400	376,800	402,700	
117	325,000	355,500	377,300	403,100	
118	325,800	356,100	377,900	403,600	
119	326,600	356,700	378,500	404,100	
120	327,400	357,300	379,100	404,600	
121	328,100	357,800	379,500	405,000	
122	328,600	358,300	380,100	405,500	
123	329,100	358,800	380,700	406,000	
124	329,600	359,300	381,300	406,500	
125	329,900	359,800	381,800	406,900	
126		360,300	382,300		
127		360,800	382,800		
128		361,300	383,300		
129		361,800	383,600		
130		362,300	384,100		
131		362,800	384,600		
132		363,300	385,100		
133		363,800	385,400		
134		364,300	385,900		

	135		364,800	386,400						
	136		365,300	386,900						
	137		365,600	387,200						
	138		366,100	387,700						
	139		366,600	388,200						
	140		367,100	388,700						
	141		367,400	389,000						
	142		367,900							
	143		368,400							
	144		368,900							
	145		369,200							
再任用警察官		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった警察官の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において警察職員の給与に関する条例別表の給料表（以下「警察官給与条例給料表」という。）の適用を受けていた警察官の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する警察官を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める警察官にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 4 切替日の前日において警察官給与条例給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた警察官の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した警察官及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察官の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(警察官が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する警察官が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の警察職員の給与に関する条

例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料月額調整等）

- 7 切替日から平成19年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料表の給料月額は、当該給料月額に100分の99.31を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 8 切替日から平成19年3月31日までの間における改正後の条例附則第11項の規定の適用については、同項中「第9条まで」とあるのは「第9条まで並びに警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第7項」とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける警察官で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる警察官（人事委員会規則で定める警察官を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 切替日の前日から引き続き警察官給与条例給料表の適用を受ける警察官（前項に規定する警察官を除く。）について、前項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められるときは、当該警察官には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 切替日以降に新たに警察官給与条例給料表の適用を受けることとなった警察官について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められるときは、当該警察官には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前3項の規定による給料を支給される警察官に関する改正後の条例第9条の2及び第21条第5項（改正後の条例第22条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の条例第9条の2中「その給料月額」とあるのは、「その給料月額と警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第9項から第11項までの規定による給料の額との合計額」と、改正後の条例第21条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第9項から第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における警察職員の給与に関する条例の適用に関する特例）

- 13 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	4号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	3号給	3号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給

第 9 条第 3 項	4 号給	4 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	3 号給	3 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
	2 号給	2 号給を超えない範囲内で人事委員会規則で定める号給
第12条の2第2項 第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項 第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項 第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項 第4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項 第5号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項 第6号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（人事委員会規則への委任）

- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 15 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附則別表第 1 (附則第 2 項関係)

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
警 察 官 給 料 表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
	10 級	9 級

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

警察官の号給の切替表

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	経過期間										
1	3 月未満				1	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満				1	14	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満				1	15	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満				1	16	1	1	1	1	1
	12 月以上				1	17	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
	3 月未満	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1

7	3 月以上 6 月未満	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3
	9 月以上12月未満	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7
	9 月以上12月未満	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
10	3 月未満	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
11	3 月未満	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
12	3 月未満	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	9 月以上12月未満	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
13	3 月未満	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3 月未満	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30

14	6 月以上 9 月未満	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
15	3 月未満	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	9 月以上12月未満	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
16	3 月未満	57	57	57	57	73	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	58	74	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	59	75	55	51	47	43	
	9 月以上12月未満	60	60	60	60	76	56	52	48	44	
	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
17	3 月未満	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	62	78	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	63	79	59	55	51	47	
	9 月以上12月未満	64	64	64	64	80	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
18	3 月未満	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	66	82	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	9 月以上12月未満	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
19	3 月未満	69	69	69	69	85	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	70	86	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	71	87	67	63	59		
	9 月以上12月未満	72	72	72	72	88	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	73	89	69	65	61		
20	3 月未満	73	73	73	73	89	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	74	90	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	75	91	71	67	63		
	9 月以上12月未満	76	76	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	77	93	73	69	65		
21	3 月未満	77	77	77	77	93	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	77	94	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	78	95	75	71	67		

	9 月以上12月未満	80	80	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	81	79	97	77	73	69		
22	3 月未満	81	81	81	79	97	77	73			
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	79	98	78	74			
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	80	99	79	75			
	9 月以上12月未満	84	84	84	80	100	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	101	81	77			
23	3 月未満	85	85	85	81	101	81				
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	82	102	82				
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	83	103	83				
	9 月以上12月未満	88	88	88	84	104	84				
	12月以上	89	89	89	85	105	85				
24	3 月未満	89	89	89	85	105	85				
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	86	106	86				
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	87	107	87				
	9 月以上12月未満	92	92	92	88	108	88				
	12月以上	93	93	93	89	109	89				
25	3 月未満	93	93	93	89	109					
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90	110					
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91	111					
	9 月以上12月未満	96	96	96	92	112					
	12月以上	97	97	97	93	113					
26	3 月未満	97	97	97	93	113					
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94	114					
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95	115					
	9 月以上12月未満	100	100	100	96	116					
	12月以上	101	101	101	97	117					
27	3 月未満	101	101	101	97						
	3 月以上 6 月未満	102	101	102	98						
	6 月以上 9 月未満	103	102	103	99						
	9 月以上12月未満	104	102	104	100						
	12月以上	105	103	105	101						
28	3 月未満	105	103	105	101						
	3 月以上 6 月未満	106	103	106	102						
	6 月以上 9 月未満	107	104	107	103						
	9 月以上12月未満	108	104	108	104						

	12月以上	109	105	109	105						
29	3月未満	109	105	109	105						
	3月以上6月未満	110	106	110	105						
	6月以上9月未満	111	107	111	106						
	9月以上12月未満	112	108	112	106						
	12月以上	113	109	113	107						
30	3月未満	113	109	113	107						
	3月以上6月未満	114	110	114	107						
	6月以上9月未満	115	111	115	108						
	9月以上12月未満	116	112	116	108						
	12月以上	117	113	117	109						
31	3月未満	117	113	117							
	3月以上6月未満	118	113	118							
	6月以上9月未満	119	114	119							
	9月以上12月未満	120	114	120							
	12月以上	121	115	121							
32	3月未満	121	115	121							
	3月以上6月未満	122	115	122							
	6月以上9月未満	123	116	123							
	9月以上12月未満	124	116	124							
	12月以上	125	117	125							
33	3月未満	125	117	125							
	3月以上6月未満	125	117	126							
	6月以上9月未満	125	118	127							
	9月以上12月未満	125	118	128							
	12月以上	125	119	129							
34	3月未満		119	129							
	3月以上6月未満		119	130							
	6月以上9月未満		120	131							
	9月以上12月未満		120	132							
	12月以上		121	133							
35	3月未満		121	133							
	3月以上6月未満		122	134							
	6月以上9月未満		123	135							
	9月以上12月未満		124	136							
	12月以上		125	137							

36	3 月未満		125								
	3 月以上 6 月未満		126								
	6 月以上 9 月未満		127								
	9 月以上12月未満		128								
	12月以上		129								

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 50 号

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県警察本部の部設置に関する条例（昭和29年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条警務部の項中第19号を第20号とし、第 8 号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 個人情報の保護に関すること。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 51 号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「92人」を「93人」に、「188人」を「189人」に、「1,196人」を「1,209人」に、「628人」を「633人」に、「2,104人」を「2,124人」に改め、同項第 2 号中「343人」を「335人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 52 号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

鑑識業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務

(2) 理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う実験の業務で人事委員会の定めるもの

第13条第1項第2号中「及び第4号」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項第4号を削り、同項第5号中「第5号」を「第4号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第53号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年和歌山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「第22条第4号」を「第22条第5号」に改める。

第11条中「法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業は」を「店舗型性風俗特殊営業は、法第28条第4項に基づき」に改める。

第20条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条を第21条とする。

第17条中「法第31条の13第1項において準用する法第28条第4項に規定する店舗型電話異性紹介営業は」を「店舗型電話異性紹介営業は、法第31条の13第1項において準用する法第28条第4項の規定に基づき」に改め、同条を第20条とする。

第16条を第19条とし、第15条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条の次に次の3条を加える。

（受付所営業の禁止区域に係る施設）

第14条 法第31条の3第2項において適用する法第28条第1項に規定する条例で定める施設は、第9条各号に規定する施設とする。

（受付所営業の禁止地域）

第15条 法第31条の2第4項に規定する受付所営業（以下「受付所営業」という。）は、法第31条の3第2項において適用する法第28条第2項の規定に基づき、別表に掲げる地域においては、これを営んではならない。

（受付所営業の営業時間の制限）

第16条 受付所営業は、法第31条の3第2項において適用する法第28条第4項の規定に基づき、当該受付所が別表に掲げる地域にある場合にあつては、午前零時から日出時までの間においては、これを営んではならない。

別表中「第16条、第17条、第18条、第19条」を「第15条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条」

に、「海草郡 那賀郡」を「岩出市 海草郡」に改める。

附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「海草郡 那賀郡」を「岩出市 海草郡」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 5 4 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2)から(4)まで 削除

別表第 1 第 1 項備考を次のように改める。

備考 普通教室に空気調整設備を設けている高等学校の全日制、定時制又は専攻科の授業料の額は、この表に定める授業料の額に、年額5,000円を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額とする。

別表第 1 第 2 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同項備考を次のように改める。

備考 高等看護学院のいずれかの学科を卒業し、引き続き同学院の他の学科に入学した者については、入学金は徴収しない。

別表第 1 第10項中「医科大学附属病院、同紀北分院、精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

別表第 1 第10項の 2 を削る。

別表第 1 第11項の 2 第 1 号中「特定日常生活費」を「同条第 1 項に規定する特定費用」に改める。

別表第 2 第 4 項第11号アからオまでを次のように改める。

ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1 件につき 10,000円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、9,500円）

イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1 件につき 9,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,400円）

ては、8,900円)

- ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1 件につき 10,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円)

- エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1 件につき 10,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円)

- オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1 件につき 9,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円)

別表第 2 第 4 項第 12 号ア及びイを次のように改める。

- ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1 件につき 8,500円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,000円)

- イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1 件につき 6,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、6,200円)

別表第 2 第 6 項第 15 号を次のように改める。

- (15) 法第 38 条の 5 第 2 項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1 件につき 23,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、22,500円)

別表第 2 第 11 項第 1 号に備考として次のように加える。

備考 法第 18 条の 9 第 1 項の規定により知事が指定する者 (以下この備考において「指定試験機関」という。) が行う保育士試験を受けようとする者は、手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

別表第 2 第 28 項に次の 3 号を加える。

- (11) 法第 27 条第 4 項 (法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。) 又は第 31 条の 2 第 4 項 (法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく法第 27 条第 1 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 31 条の 7 第 1 項、第 31 条の 12 第 1 項又は第 31 条の 17 第 1 項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付

- ア 法第 2 条第 6 項又は第 9 項の営業を営もうとする者

1 件につき 11,900円

イ 法第 2 条第 7 項第 1 号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの

1 件につき 3,400円と8,500円に受付

所の数を乗じて得た額との合計額

ウ 法第 2 条第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項の営業を営もうとする者（イに掲げる者を除く。）

又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定により法第 27 条第 1 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 31 条の 7 第 1 項、第 31 条の 12 第 1 項若しくは第 31 条の 17 第 1 項の届出書を提出したものとみなされる者

1 件につき 3,400円

(12) 法第 27 条第 4 項（法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 4 項（法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第 27 条第 2 項（法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 2 項（法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付

ア 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合

1 件につき 1,900円と8,500円に受付

所の数を乗じて得た額との合計額

イ その他の場合

1 件につき 1,500円

(13) 法第 27 条第 4 項（法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 4 項（法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付

1 件につき 1,200円

別表第 2 第 34 項に次の 1 号を加える。

(5) 放置車両確認事務関係

ア 法第 51 条の 8 第 1 項の規定に基づく登録の申請に対する審査

1 件につき 23,000円

イ 法第 51 条の 8 第 6 項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査

1 件につき 23,000円

ウ 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査

1 件につき 9,900円

エ 法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関し
て行う講習

1 件につき 19,000円

オ 法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査

1 件につき 4,500円

カ 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付

1 件につき 2,100円

キ 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付

1 件につき 2,000円

別表第2第34項の2を削る。

別表第3第3項第3号に次のように加える。

カ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。カにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第10条第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査

1件につき 7,500円に登録を受けようとする種別の数に7,500円を乗じて得た額を加算した額

(イ) 法第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査

1件につき 7,500円に登録の更新を受けようとする種別の数に7,500円を乗じて得た額を加算した額

別表第3第3項第4号に次のように加える。

ス 動物の愛護及び管理に関する法律(スにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第26条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査

1件につき 7,500円に許可を受けようとする種類の数に7,500円を乗じて得た額を加算した額

(イ) 法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査

1件につき 10,000円

別表第3第3項第5号を次のように改める。

(5) その他の環境衛生関係事務

ア 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第1項の規定に基づく予防注射

1件につき 2,570円

イ 狂犬病予防法第6条第1項若しくは第18条第1項の規定に基づき抑留し、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取り、又は和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成11年和歌山県条例第41号)第14条第1項の規定に基づき収容した動物の保管及び返還

(7) 保管 1匹1日につき 250円

(イ) 返還 1匹につき 2,500円

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく引取り

(7) 生後91日以上の子犬又はねこ 1匹につき 2,000円

(イ) 生後90日以内の子犬又はねこ 10匹につき 2,000円

備考 生後90日以内の子犬又はねこを引き取る場合において、子犬若しくはねこの数が10未満であるとき、又は当該数に10未満の端数があるときは、10匹として計算する。

別表第3第4項第2号エ(ホ)に1として次のように加える。

- 1 医薬品、医薬部外品及び医療機器の製造管理又は品質管理の一部を構成する外部試験検査機関及び設計管理機関等に係る調査 1 件につき 13,000円

別表第3第4項第2号工(㌿)に1として次のように加える。

- 1 医薬品、医薬部外品及び医療機器の製造管理又は品質管理の一部を構成する外部試験検査機関及び設計管理機関等に係る調査 1 件につき 37,000円に調査に係る品目数に300円を乗じて得た額を加算した額

別表第3第5項を次のように改める。

5 福祉関係事務

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施 1 件につき 8,000円
- (2) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 1 件につき 3,000円
- (3) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付 1 件につき 1,500円
- (4) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付 1 件につき 1,500円
- (5) 法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期限の更新 1 件につき 3,000円
- (6) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1 件につき 63,000円
- (7) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査 1 件につき 33,000円
- (8) 法第115条の29第2項の規定に基づく調査 1 件につき 40,000円

備考 法第115条の30第1項の規定により知事が指定する者（以下この備考において「指定調査機関」という。）が行う調査を受けようとする者は、手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定調査機関の収入とする。

- (9) 法第115条の29第3項の規定に基づく情報の公表 1 件につき 12,000円

備考 法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者（以下この備考において「指定情報公表センター」という。）が行う情報の公表を受けようとする者は、手数料を当該指定情報公表センターに納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定情報公表センターの収入とする。

別表第3第6項中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 県内に住所又は事業所を有する者以外の者の申請により行う場合は、当該手数料の額に100分の20を乗じて得た額を加算する。

別表第3第8項第6号を次のように改める。

- (6) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下この号において「法」という。）の施行に関する

事務

ア 法第18条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査

1 件につき 5,100円

イ 法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正

1 件につき 4,000円

ウ 法第24条の規定に基づく登録証の再交付

1 件につき 4,000円

別表第3第14項第1号中ウ及びエを削り、オをウとし、カをエとし、同号に次のように加える。

オ 高等技術専門学校(普通課程に限る。)

1 人につき 2,200円

別表第3第14項第1号備考及び第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

別表第3第15項第2号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第51条の4第13項の規定に基づく督促

1 件につき 800円

第2条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 産業技術専門学院(普通課程に限る。)

1 人につき年額 115,200円

別表第1第2項に次の1号を加える。

(4) 産業技術専門学院(普通課程に限る。)

1 人につき 5,650円

別表第3第14項第1号オ中「高等技術専門学校」を「産業技術専門学院」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第2第28項に3号を加える改正規定 平成18年5月1日

(2) 第1条中別表第2第34項に1号を加える改正規定、同表第34項の2を削る改正規定並びに別表第3第3項第3号、第4号及び第5号並びに第15項第2号の改正規定 平成18年6月1日

(3) 第2条の規定 平成19年4月1日

(経過措置)

2 この条例による改正前の和歌山県使用料及び手数料条例の規定に基づく和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止する条例(平成18年和歌山県条例第1号)による廃止前の和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学看護短期大学部の使用料及び手数料であった、平成18年3月31日以前に納付義務を生じたものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の別表第1第1項第7号の規定は、平成19年度以降に入学した者から適用するものとし、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。